

動畜産物の輸出入検疫について

令和8年7月
農林水産省 動物検疫所



本日お話しする内容

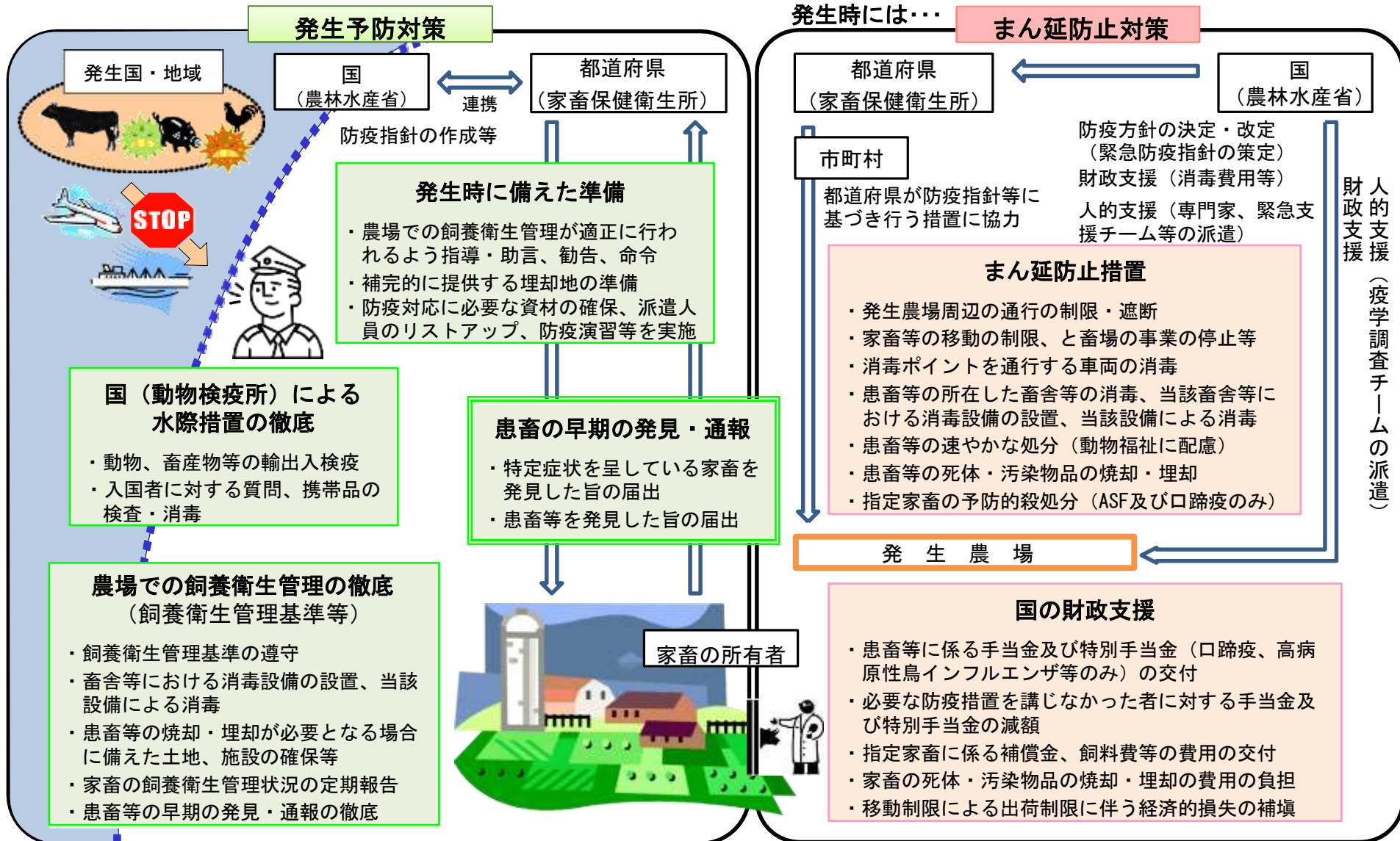
1. 家畜衛生をめぐる情勢と動物検疫について(15分)
2. 輸入畜産物検査(45分)
3. 輸出畜産物検査(15分)
4. 理解度テスト(15分)

本日お話しする内容

1. 家畜衛生をめぐる情勢と動物検疫について
2. 輸入畜産物検査
3. 輸出畜産物検査
4. 理解度テスト

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



口蹄疫とは

(1) 原因（病原体）

口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に^{すいほ}水疱形成、発熱、^{りゅうぜん}流涎（よだれを垂らす。）等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



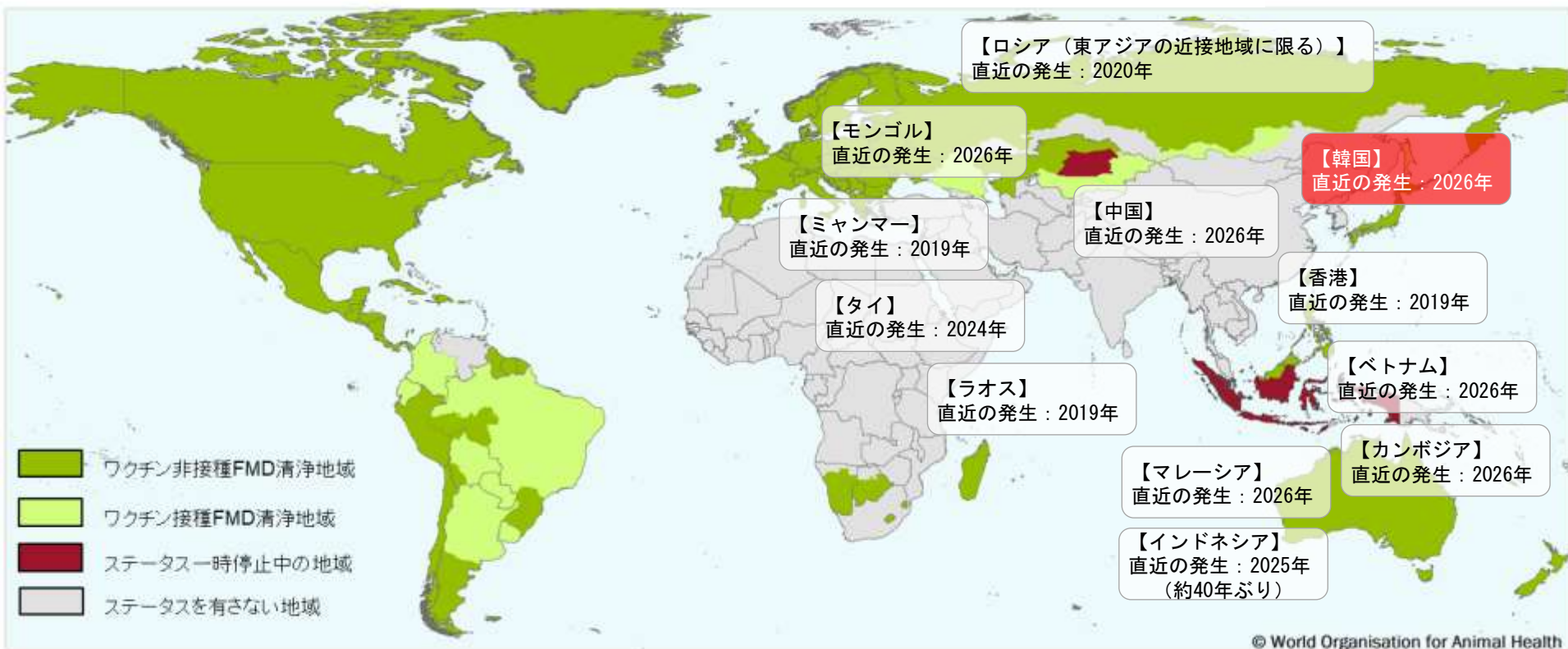
～豚の症状～



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰。
- 中国、韓国等のアジア近隣諸国で継続的に発生しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置付け緩和により、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 2023年5月には4年ぶりに韓国での発生があり、水際検疫を強化。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。

口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況及び近隣諸国での近年の発生状況



高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因 (病原体)

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載

A world map where countries are colored red or pink. Red indicates that a final occurrence or infection has been reported to WAHIS, while pink indicates that no such report has been received. The map shows that most of the world's landmass is colored red, with some pink areas primarily in Africa and South America. The text at the top right explains the color coding.

※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

[illegible]

ネパール	H5N1	2026.6.5 [2026.3.10]
バングラデシュ	H5 H5N1	2025.3.11 [2025.4.17]
イラン	H5N1	2025.9.29

パナマ	HSN1	2025.1.21	[2026.4.20]
ボリビア	HSN1	2025.8.22	
グアテマラ	HSN1	2025.11.4	[2025.8.20]

豚熱(CSF)とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では26都県で発生（令和8年5月19日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

アフリカ豚熱 (ASF) とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） ※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの18か国・地域で発生（令和5年9月1日時点）。
※ 日本未発生。
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
※ ワクチン、治療法はない

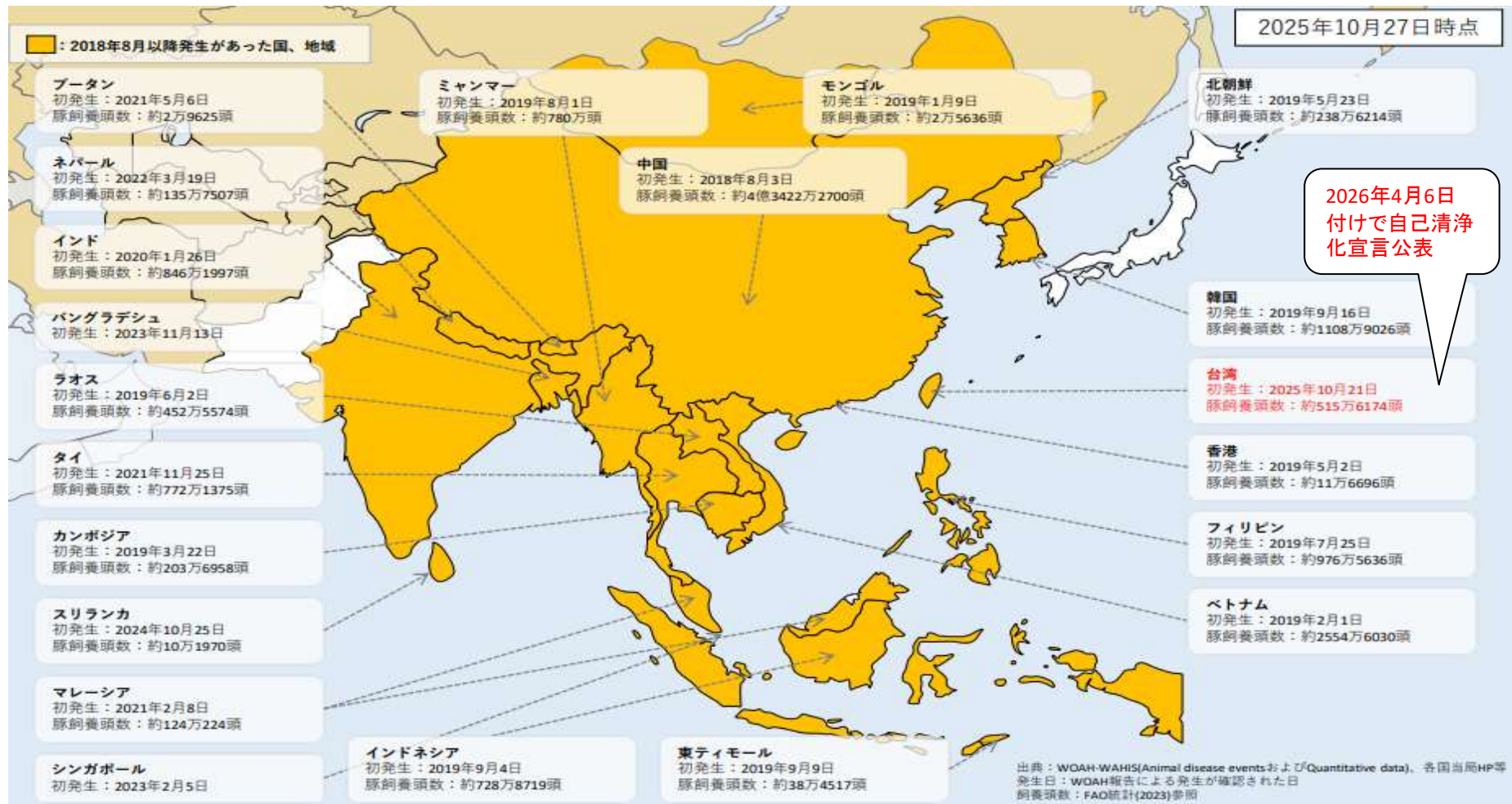


【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria, Spain）

東アジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生状況

- ASFウイルスによる豚の急性伝染病であり、**感染性が強く、致死率も高い、有効な治療法なし**
- 家畜伝染病予防法において**最重要疾病**の一つであり、発生地域からの豚や豚肉等は原則**輸入禁止**
- 2018年8月、中国においてアジア初の発生を確認後、アジア21か国・地域まで感染が拡大
- 2025年10月、台湾で初発生



重要伝染病侵入時の国内の経済被害

口蹄疫

平成22年（2010）年に宮崎県で発生
※我が国では10年ぶりの発生

発生：**292** 農場（発生自治体数：**11** 市町）

家畜の処分頭数：牛 **69,454** 頭、

豚 **227,949** 頭、

その他 **405** 頭

※その他…山羊、羊、イノシシ、水牛等



口蹄疫の感染疑いが確認され、埋却処分される牛
2010年6月宮崎県都城市：47NEWSから抜粋
<https://www.47news.jp/4881666.html>

5年間の経済的損失：**2,350億** 円（宮崎県試算）

豚熱

平成30年（2018）年以降、岐阜県等で発生
※我が国では26年ぶりの発生

発生：**104** 事例（**26** 都県）※令和8年5月19日まで

（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、
山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、
兵庫県、佐賀県、岩手県、新潟県、愛媛県、千葉県、静岡県及び宮崎県）

家畜の処分頭数：豚 約 **44.8万** 頭、

動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



動物検疫所の係留施設での家畜（豚）の輸入検査



保税倉庫（検査場所）での畜産物の輸入検査



空港・港の動物検疫カウンターでの旅客の手荷物（携帯品）の検査



空港の動物検疫所での犬猫の輸出入検査

動物検疫業務に係る主な法律

法 律

目 的

主な検疫対象物

検疫対象疾病

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)

家畜の伝染性疾病（寄生虫を含む）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る



- 偶蹄類の動物
- 馬
- 家きんとその卵
- うさぎ、蜜蜂
- 犬
- これらの骨、肉、皮、毛等
- ソーセージ、ハム、ベーコン
- 穀物のわら及び飼料用の乾草

監視伝染病
家畜伝染病（29種）
届出伝染病（70種）

狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る



- 犬
- 猫
- あらいぐま
- きつね
- スカンク

狂犬病

【最終発生】
人：1956年
動物：1957年

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る



- サル

エボラ出血熱
マールブルグ病

水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)

水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する



- 魚類（さけ科魚類、こい、ふな属魚類（きんぎょ等）、こくれん、はくれん等）
- 甲殻類（くるまえばい科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類）
- 貝類等（とこぶし、ふくとこぶし、あかあわび、うすひらあわび、まがき属かき類、はたてがい、まばや）

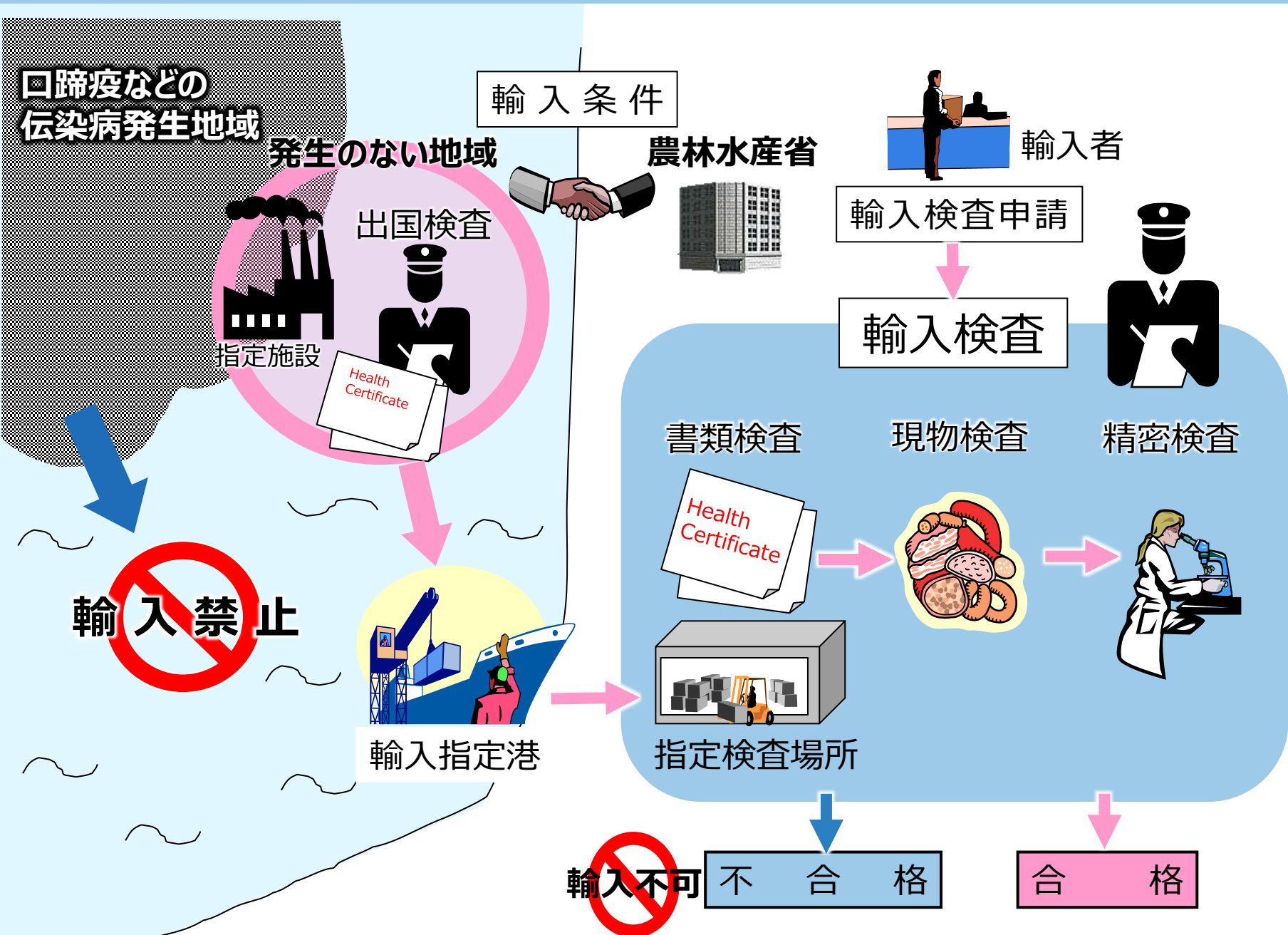
24疾病

コイ春ウイルス血症
コイヘルペスウイルス病
急性肝脾臓壊死症
イエローヘッド病 等

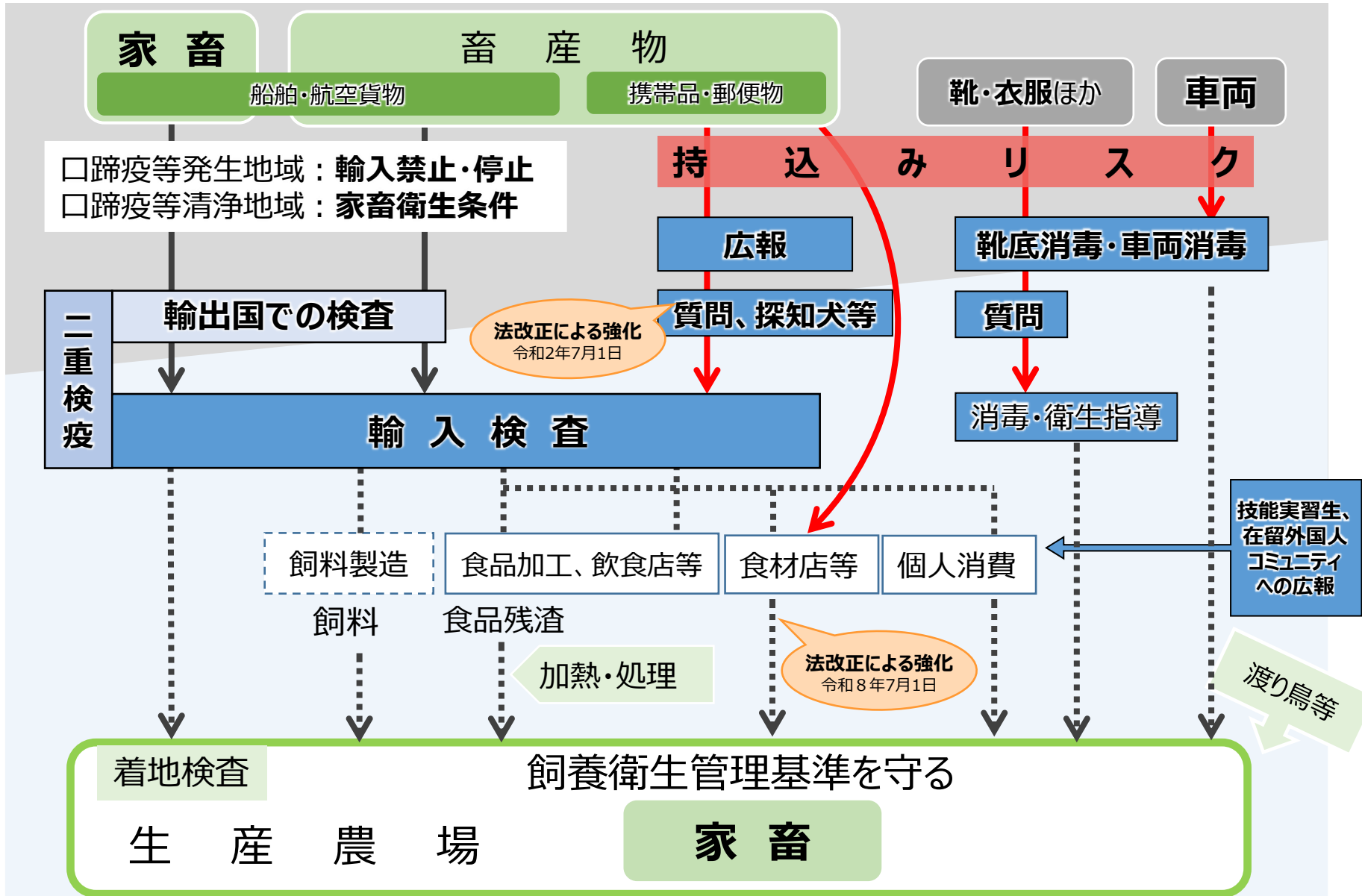
H15のコイヘルペスウイルス病の発生を機に対策強化、H19から動物検疫所に対応

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により輸入禁止

畜産物（肉、ソーセージ等）の輸入検査



家畜の伝染病の主な侵入経路と対策

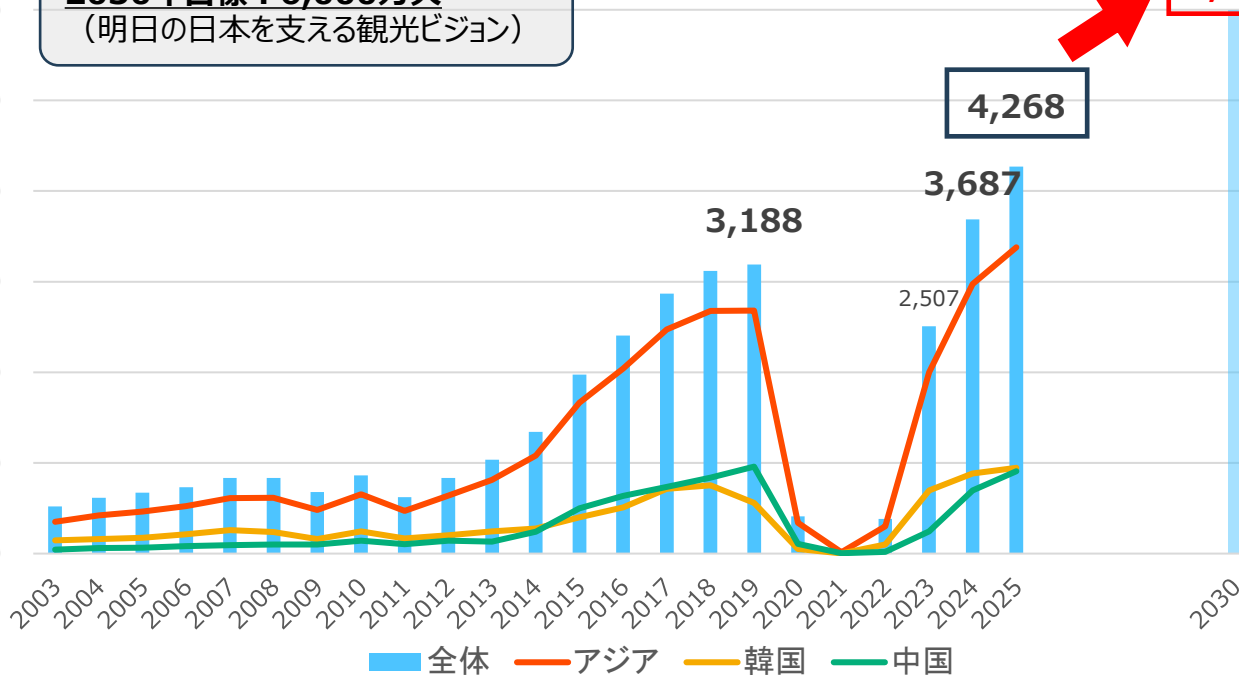


訪日外国人旅行者数の推移

(JNTO（日本政府観光局）統計を元に作成)

2030年目標：6,000万人
(明日の日本を支える観光ビジョン)

6,000



●第4次観光立国推進基本計画

- ・計画期間：2023年～2025年度
- ・2025年目標（訪日外客数）：
2025年までに2019年水準越え

・達成状況：

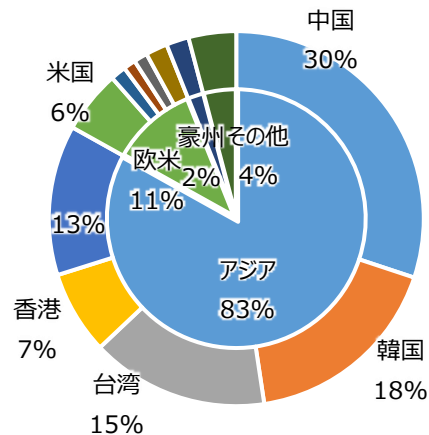
2024年に目標達成

2025年は前年比で15.8%増

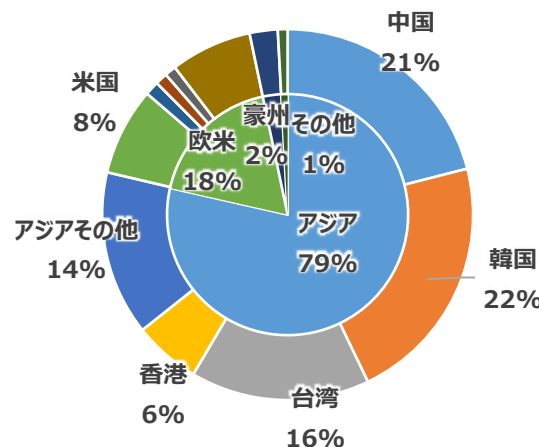
●第5次観光立国推進基本計画

- ・計画期間：2026年～2030年度
- ・2030年目標（訪日外客数）：
2030年までに6,000万人

●訪日外客数の国・地域別内訳



2019年（訪日外客数：31,882,049人）



2025年（訪日客数：42,683,837人）

2025年推計値（対2019年比）

	2025年推計値（対2019年比）
全体	133.9%
アジア	126.0%
韓国	169.5%
中国	94.9%

携帯品・国際郵便物として持ち込まれる畜産物の検疫対応

- 携帯品・国際郵便物として持ち込まれた畜産物の一部について、モニタリング検査（アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の遺伝子検査・ウイルス分離）を実施
- アフリカ豚熱については、これらの畜産物から継続的にウイルス遺伝子を検出
- 一部の検体からは**感染力のあるアフリカ豚熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス等を分離**

モニタリング検査対象：

中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

- ・中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持ち込まれた畜産物より**アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子**を検出（2026年3月末日時点で延べ387件）

- ・中国、フィリピンから持ち込まれたソーセージの肉製品4件より**アフリカ豚熱のウイルスが分離**



ソーセージ

（上海から中部空港）



ソーセージ

（青島から中部空港）



ソーセージ

（マニラから羽田空港）



ソーセージ

（マニラから羽田空港）

- ・中国から持ち込まれた山羊肉（蹄）から**口蹄疫のウイルスが分離**



山羊肉（蹄）

（北京から新千歳空港）

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（3株）、H1N2（1株）、H5N6（1株）、H5N1（1株）
		2016年	H5N6（1株）、H7N9（1株）、H9N2（1株）
		2017年	H7N9（2株）
		2018年	H7N3（1株）、H5N6（2株）
	アフリカ豚熱	2019年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（1株）
		2018年	H5N1（1株）、H6N1（1株）
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
ベトナム	ニューカッスル病	2016年	1株
	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2（2株）
		2018年	H5N2（1株）、H9N2（1株）
		2019年	H9N2（1株）
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株
韓国	鳥インフルエンザ	2025年	H9N2（1株）
バングラデシュ	鳥インフルエンザ	2025年	H9N2（1株）
中国	口蹄疫	2026年	O型（1株）

効果的な輸入畜産物検査の推進にかかる検討会

検討会の結果

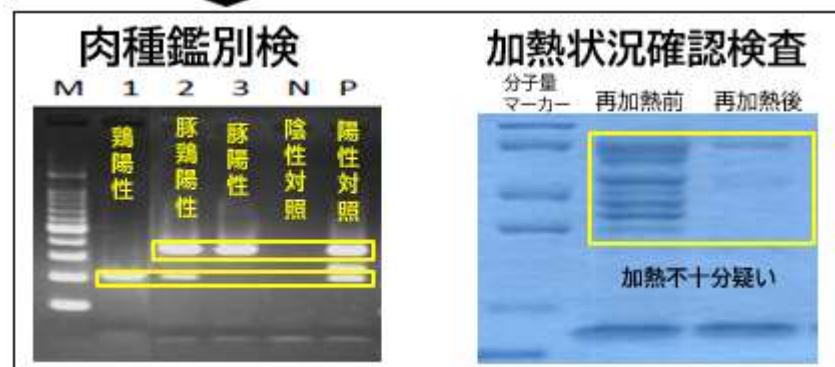
- 異常を認めない反復貨物の現物検査は、動物検疫所の監督の下、指定倉庫が貨物の外装と証明書の照合を実施

→遵守状況調査

（指定倉庫に対して貨物管理が適切に行われていることの確認）

- 輸出国におけるリスク低減措置状況を科学的に監視するための精密検査を新たに定型業務として導入

→加熱処理や地域主義国等の肉の精密検査



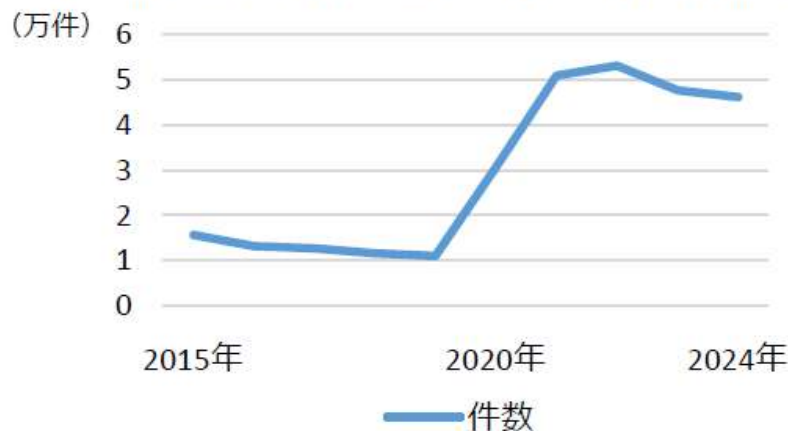
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の改正概要

【家畜伝染病予防法改正の概要】

最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の悪質化等を踏まえ、以下の措置を講ずるため、家畜伝染病予防法(以下「法」という。)の一部が改正されました(令和8年5月19日公布)。

- 国内防疫体制の強化及び効率化のため **ランピースキン病を家畜伝染病に追加**
- 豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とする
- **輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等**

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例

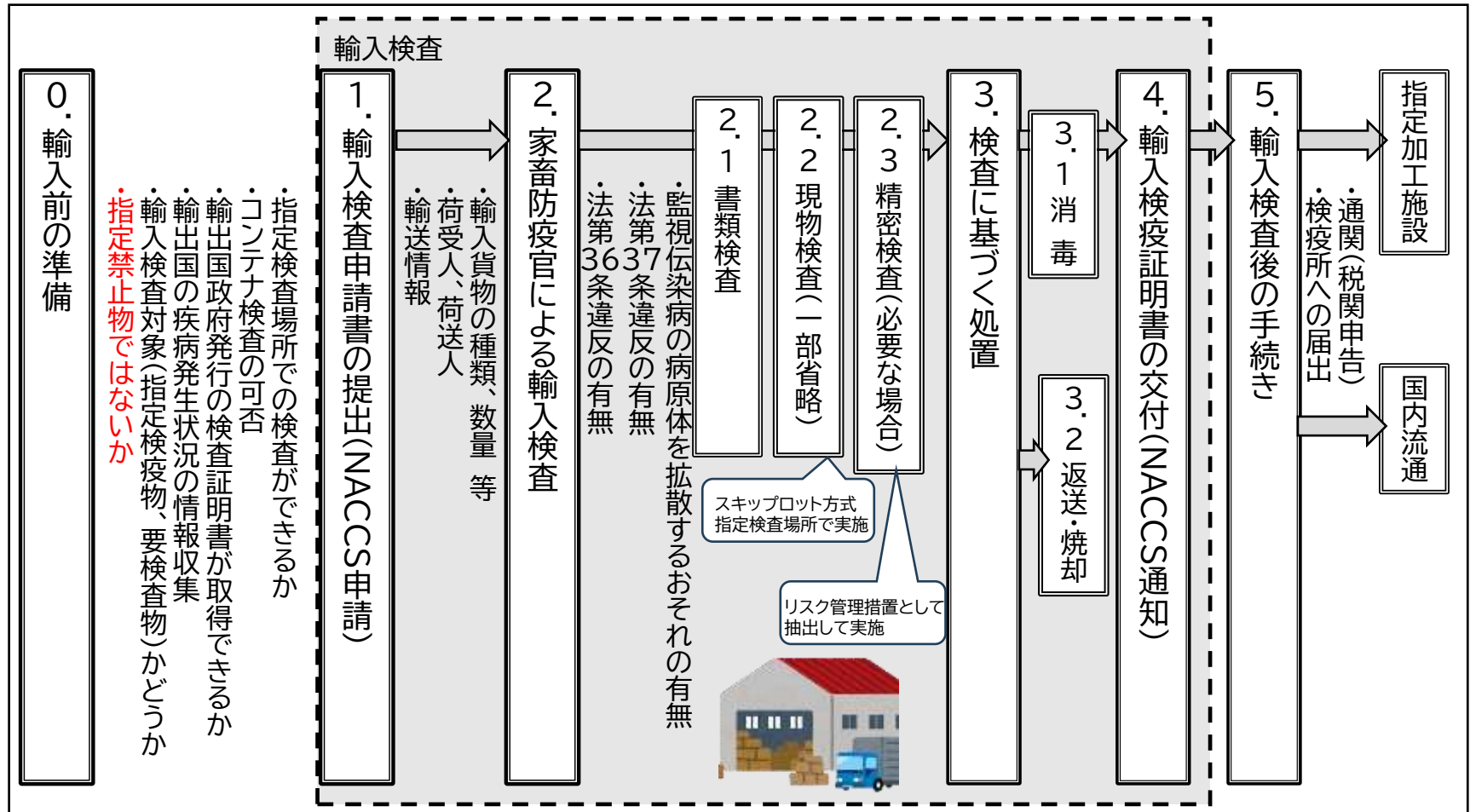


開封後

本日お話しする内容

1. 家畜衛生をめぐる情勢と動物検疫について
2. 輸入畜産物検査
3. 輸出畜産物検査
4. 理解度テスト

畜産物の輸入検査の流れ



家畜伝染病予防法

(輸入禁止)

法第36条 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した次のイからハまでに掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(第39条第1項において「指定禁止物」という。)

イ 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

ロ 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草

ハ イ及びロに掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物

二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病の病原体

イ 監視伝染病の病原体

ロ 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもの以外のもの

家畜伝染病予防法施行規則

規則第43条

法第36条第1項第1号の農林水産省令で定める地域の確認方法

The screenshot shows the homepage of the Animal Quarantine Service (AQ) website. The header includes the title '動物検疫所' (Animal Quarantine Service) and navigation links for 'Other Languages', 'Kids Site', 'Site Map', and 'Text Size'. A language selector is set to '標準' (Standard). The main content area is titled '畜産物の輸出入' (Import/Export of Livestock Products) and lists various topics. A red circle labeled '①' highlights the '畜産物の輸出入' (Import/Export of Livestock Products) link in the bottom navigation bar. Another red circle labeled '②' highlights the '輸入禁止地域と物' (Import Prohibited Areas and Goods) link in the main content area. The background features a cartoon illustration of a dog.

動物検疫所

Other Languages キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

畜産物の輸出入

- 畜産物の輸出入
- 検査対象物
- 輸出入停止措置情報
- 試験・研究材料の持ち込み
- 輸入畜産物の検査手続
- 穀物のわら・乾草の輸入
- 家畜衛生条件（輸入）
- 第3清浄国リスト
- 輸入禁止地域と物
- 輸出畜産物の検査手続
- 日本から輸出される食肉等の受入れ状況一覧
- 家畜衛生条件（輸出）
- 畜産物の輸出相談窓口

① 畜産物の輸出入

② 輸入禁止地域と物

動物の輸出入 畜産物の輸出入 海外旅行される方へ 申請・お問い合わせ 動物検疫について (採用情報はこちら)

逆引き事典から探す キーワードから探す Google 提供 検索

動物検疫所HP > 畜産物の輸出入 > 輸入禁止地域と物
<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/43.html>

家畜伝染病予防法施行規則

豚及びいのしし及びその製品

更新年月日：2020年2月5日

2. 豚及びいのしし並びにその製品（対象疾病：牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱）

2020年2月5日更新

地域	動物	受精卵・ 精液	ソーセージ・ ハム・ベーコン	肉・臓器
① 対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが極めて低いと考えられる地域 【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル 【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、コスタリカ、チリ、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、メキシコ 【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ (33地域)	輸入可能 (輸出国政府機関発行の検査証明書が必要) ご注意！ これらの地域で豚熱、アフリカ豚熱等の対象疾病が発生した場合は、日本への輸入ができません。			
輸入禁止地域 ② 動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが否定できないと考えられる地域 〔①以外の地域〕	輸入禁止		輸入禁止 ※	

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。



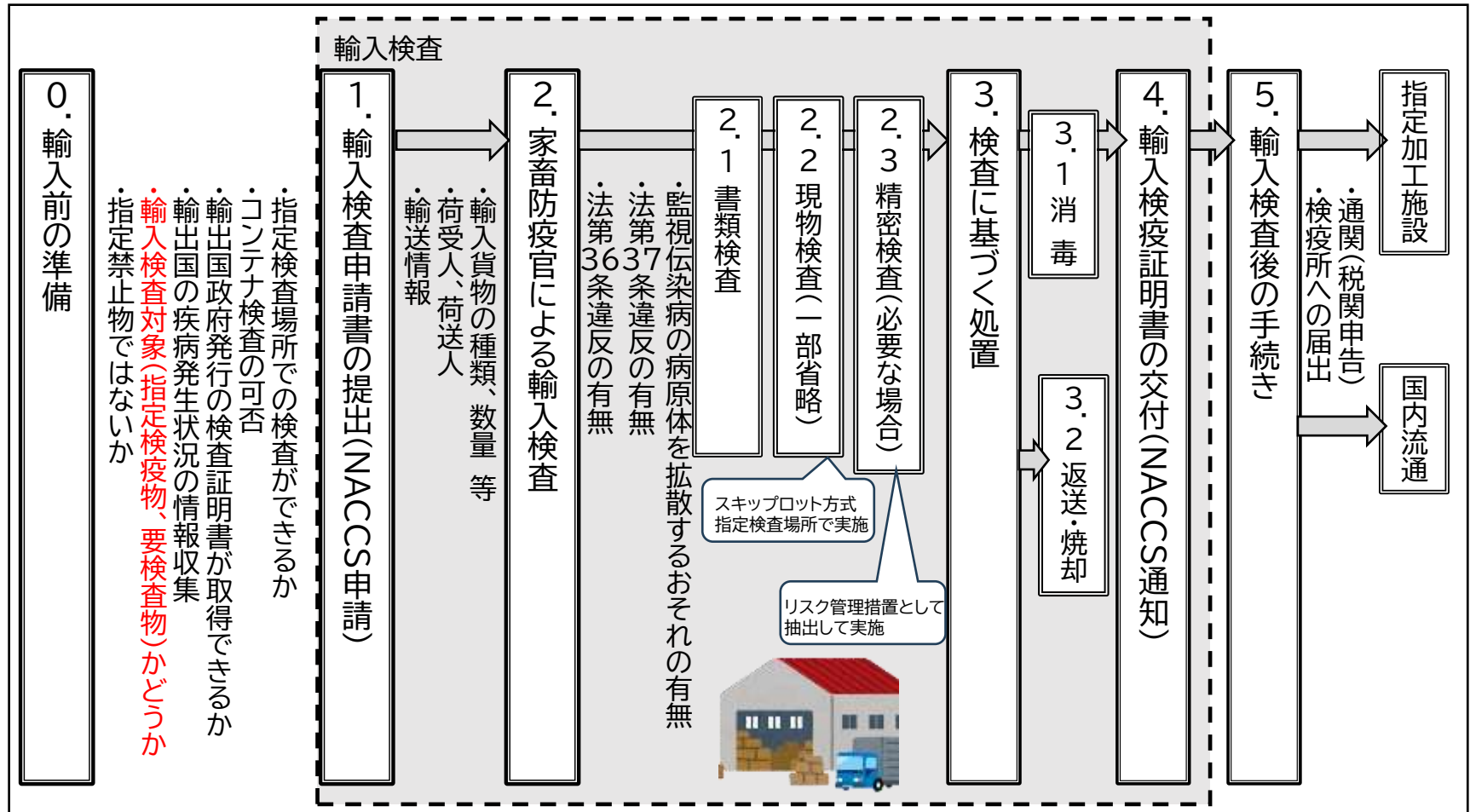
農林水産省告示

「農林水産大臣の指定するもの」とは？

告示第306号 家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定めるもの（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定めるものを除く）とする。

第一覧	第二欄	第三欄
豚及びいのししに係る <u>法第36条第1項第1号イ及びハ</u> に掲げる物	- 一 生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 - 二 精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 - 三 死体及びその容器包装 - 四 <u>肉</u>及びその容器包装 - 五 臓器及びその容器包装 - 六 肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン並びにこれらの容器包装 - 七 <u>肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装</u>（前号に掲げるものを除く）	三 <u>肉のうち</u>牛疫及び口蹄疫・・・の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして<u>農林水産大臣が指定する施設</u>・・・において<u>農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理</u>したものである旨を記載した輸出国政府機関・・・の発行する証明書を添付してあるもの並びに…… 七 <u>肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）</u>であって<u>農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理</u>したものである旨を記載した輸出国政府機関・・・の発行する証明書を添付してあるもの及び……

畜産物の輸入検査の流れ



家畜伝染病予防法

(輸入のための検査証明書の添付)

法第37条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「**指定検疫物**」という。)は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写し(次項第二号において、「検査証明書等」という。)を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
- 二 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草
- 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物

家畜伝染病予防法施行規則

(指定検疫物)

規則第45条 法第37条第1項の**指定検疫物**は、次の**各号に掲げる物**(製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。)とする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、**エミュー**(※)、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類(以下「かも類」という。)

ハ 犬

ニ うさぎ

ホ 蜜蜂

二 鶏、うずら、きじ、**エミュー**(※)、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵



※エミューは令和8年10月1日施行

- 三 第一号の動物の骨、**歯牙※**、肉、脂肪、血液、**体液**、皮、毛、羽、角、**くちばし**、蹄、**爪**、腱、臓器及び**細胞**
- 四 第一号の動物の生乳、乳製品、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
- 五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- 六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン
- 七 **第一号から第五号までの物を原料とする加工品**
- 八 第43条の表法第36条第1項第1号ロに掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら(飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。)及び飼料用の乾草

(※令和9年1月1日施行)

家畜伝染病予防法施行規則

問題

以下のうち指定禁止物等(指定禁止物又は指定検疫物)に該当し、動物検疫の申請が必要なものはどれでしょうか。

① 鹿の角



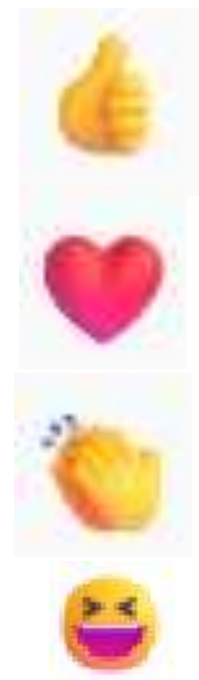
② HSコードが19.02に該当する豚肉餃子



③ 牛のうんち



④ 全部申請が必要



家畜伝染病予防法施行規則



全て、指定禁止物等であり動物検疫への申請が必要です。

また、指定禁止物等ではないが、
要検査物として動物検疫への申請が必要なものもあります。

家畜伝染病予防法

(輸入検査)

法第40条2 家畜防疫官は、**指定禁止物等以外の物**が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なく**その物(以下「要検査物」という。)**につき、**検査を行うことができる。**

(要検査物の例)

- ・家畜飼料に転用可能な魚粉
- ・家畜の飼料に含まれている第2リン酸カルシウム

家畜伝染病予防法

①

動物の輸出入 畜産物の輸出入 海外旅行される方へ 申請・お問い合わせ 動物検疫について
(採用情報はこちら)

閉じる ✕

畜産物の輸出入 >

- 畜産物の輸出入
 - ② 検査対象物
 - 輸出入停止措置情報
 - 試験・研究材料の持ち込み
- 輸入畜産物の検査手続
 - 穀物のわら・乾草の輸入
 - 家畜衛生条件（輸入）
 - 第3清浄国リスト
 - 輸入禁止地域と物
- 輸出畜産物の検査手続
 - 日本から輸出される食肉等の受入れ状況一覧
 - 家畜衛生条件（輸出）
 - 畜産物の輸出相談窓口

2. 指定検疫物以外の物であっても、[監視伝染病](#)の病原体により汚染のおそれがあるときには検査をすることがあります。

③ 現在、国内における牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、「[動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入実施要領\(PDF: 44KB\)](#)」(平成17年8月12日 17動検第607号)に基づき、輸入停止措置を講じています。

畜産物の輸出入 > 検査対象物 >
動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領

URL:<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/attach/pdf/37-2.pdf>

監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

告示第306号 家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定めるもの(製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定めるものを除く)とする。

規則第45条 法第37条第1項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物(製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。)とする。



家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するもの(指定禁止物)及び同法第37条第1項の農林水産大臣が指定するもの(指定検疫物)から除外する基準等について(令和8年7月1日付け8消安第1942号)(消費・安全局長通知抜粋)

- 1 「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」は以下のいずれかに該当するものとして、動物検疫所長が定めるものとする。
 - (1)加熱、消毒等の製造工程に照らし、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない物
 - (2)用途に照らし、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない物
 - (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を得ている物
- 2 動物検疫所長は、1の規定に基づき1の(1)から(3)までに該当する具体的な物の例その他必要な事項(製造工程、用途等)について、家畜衛生等の専門家に意見を求めた上で、動物衛生課と協議の上、動物検疫所ウェブサイトにおいて公表するものとする。

監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について(令和8年7月1日付け8動検第252号)(抜粋)

動物検疫所長が、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として定める**具体的事項は別紙のとおり**とし、以下により運用する。

- 1 輸入者の責務
 - 2 家畜防疫官による検査
- 別紙 具体的な基準を規定(=指定外基準)

	分類	基準	具体例	備考
41	加熱又はアルカリ処理による変性卵	加熱又はアルカリ処理することにより、完全に卵蛋白質が凝固変性している卵であること。ただし、卵白又は卵黄以外の組織を含む物（パロッド等）を除く。	固ゆで卵、燻製卵、皮蛋、松花蛋、彩蛋、卵焼き、オムレツ、ロングエッグ、タマゴサンド、ケーキ、菓子	
10	リン酸カルシウム	骨を酸処理し、溶出した脱灰液を中和して得られた物であること。	第1～3リン酸カルシウム、過リン酸石灰、重過リン酸石灰	動物性加工たん白質
56	きのこの菌床	糞等を発酵させて堆肥とした物に、きのこ類の菌糸を接種した菌床であって、最終使用形態となっていること。	マッシュルーム栽培用菌床（培地）	検査要

監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

動物の輸出入

畜産物の輸出入

海外旅行される方へ

申請・お問い合わせ

動物検疫について
(採用情報はこちら)

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

注目情報

注目情報一覧

- 【警戒】アフリカ豚熱
- 令和8年10月1日から動物検疫の対象家畜にエミューが追加されます New!
- 犬猫を輸出入される方へ（問合せ対応の遅延）
- 犬・猫等の輸出検査予約について（2024年2月）
- 米国における非加熱ペットフードを介した猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について（情報提供）
- 畜産物の持ち込みについて一般の方向け「輸入動物検疫に係るFAQ」を公開中

ペットの輸出入手続

犬・猫輸出検査予約について

海外からのおみやげ
(旅行者向け)

家畜の伝染病の侵入を
防止するために

よくある質問

クンくんのページ

動画を見る

Follow me! /
公式 Instagram

広報資料

イベント情報

海外からの家畜伝染病を防げ！

MAFF
RARRA
海外からの家畜伝染
maffchannel

肉製品の持ち込み禁止

キーワード

- アフリカ豚熱 (ASF)
- 水際対応
- 動植物検疫探知犬
- 国際郵便
- 外国の食品を販売するときは
- 入国時の質問
- 逮捕事例
- NACCS (犬や猫の輸出入オンライン手続)
- 試験研究材料の持ち込み
- 講習会等
- 乳製品の検疫
- 水産動物の輸入
- 動物検疫統計
- 動物検疫所業績集
- 検査の信頼性確保
- 採用情報
- 農林水産省情報
- 指定外基準

動物検疫所トップページ > キーワード > 指定外基準
<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/shiteigai.html>

指定外基準の基本的な考え方

- 指定禁止物等に由来する物のうち監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものの基準
 - リスクに応じて行っている現行の対応を明文化
- ★ 指定禁止物等に由来する物のうち基準に該当している物のみが指定外
- いずれの基準にも該当しないものは指定禁止物等として取り扱います。
- 指定禁止物等

指定禁止物
(第36条)

指定外

指定検疫物(第37条)

監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

【製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの】

- (1) 指定禁止物等に由来する物のうち、**指定外基準**に該当する物及びこれを加工した物を、「監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」とし、指定禁止物等以外の物として取り扱う。ただし、以下に該当する物を除く。
- ア **指定外基準**に該当する物に、指定禁止物等を原料として追加している物
 - イ 監視伝染病の病原体を含む物又は監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物
- (2) 分類又は具体例に該当する種類の物であっても、**基準に該当しない物については、指定禁止物等**として取り扱う。



【注意】 指定外であっても輸入検査が必要なものがあります

1 輸入者の責務

- 輸入しようとする物が**指定外基準に該当する物か**、動物検疫所ウェブサイトに掲載する本通知の**最新版により確認**を行うこと。(7月1日掲載)

【注意】 指定外基準は変更する場合があります、必ず最新情報を御確認ください。

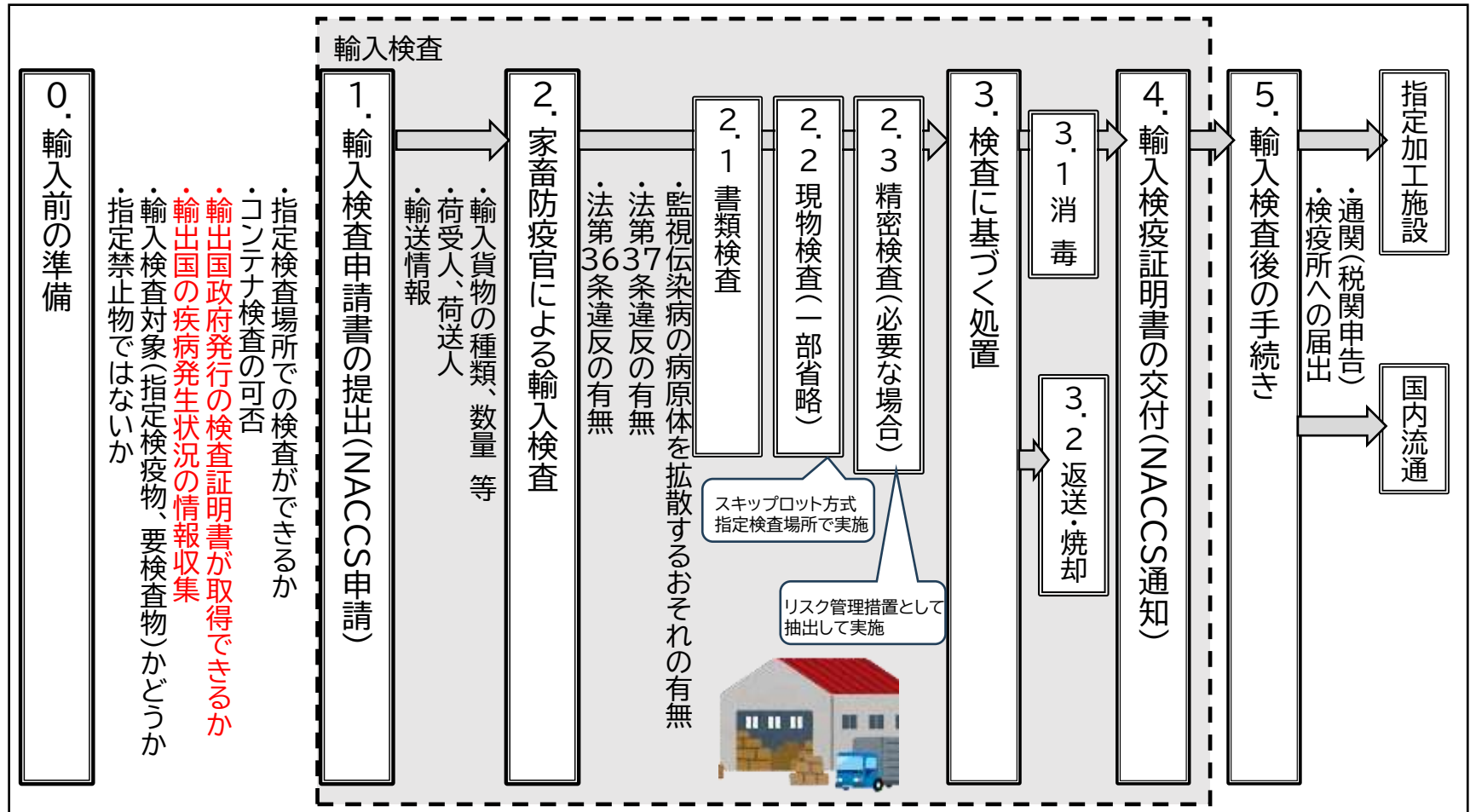
- 輸入しようとする物が指定外の物に該当するか**不明な場合は**、輸入に先立ち、**動物検疫所の確認**を受けること。

- 家畜防疫官の求めに応じ、**指定外基準に該当することの根拠となる書類等を提示**すること。

【注意】 輸入したものが指定外基準に該当していることを証明するのは輸入者です。
指定外基準に該当することが確認できない場合は、当該品を指定禁止物等として取り扱うことがあります。

- **検査が必要とされる物を輸入した場合は**、遅滞なく、輸入した港又は飛行場を管轄する動物検疫所に輸入検査申請を提出し、家畜防疫官から**検査を受けること**。

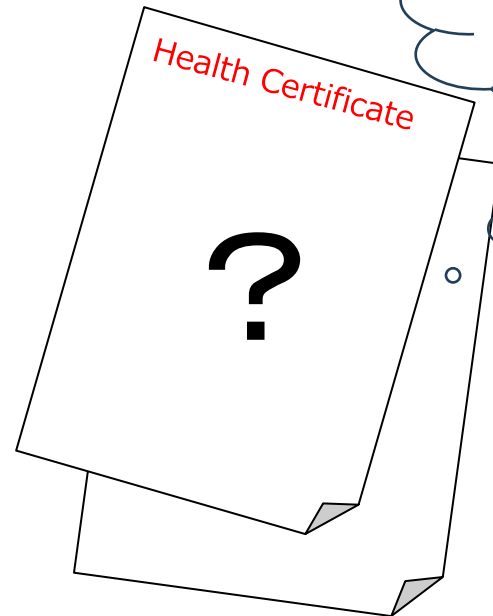
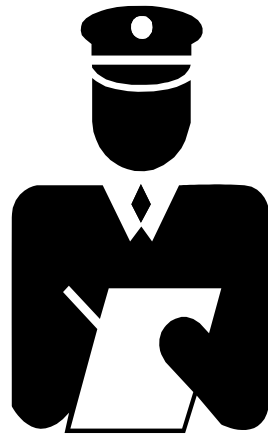
畜産物の輸入検査の流れ



家畜伝染病予防法

(輸入のための検査証明書の添付)

法第37条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「指定検疫物」という。)は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した**検査証明書**又は**その写し**(次項第二号において、「検査証明書等」という。)を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

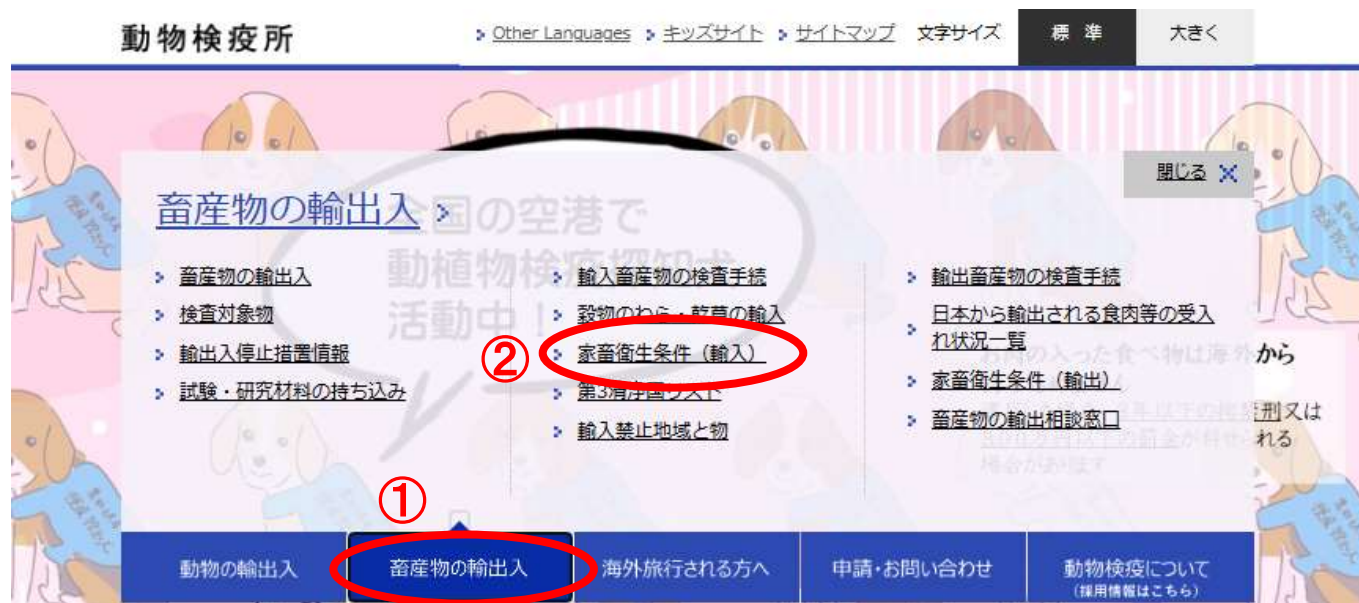


検査証明書の内容
は決まっている？

家畜伝染病予防法



家畜衛生条件



URL: https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/index.html#import_meat

家きん肉等の家畜衛生条件

- ✧ [米国（令和5年4月3日）](#)  （指定施設リストについては[こちら](#)）
（注）鳥インフルエンザの発生による輸入停止の情報については[こちら](#)

輸出国政府発行の衛生証明書(Health Certificate)

「米国から日本向けに輸出される家きん肉等の家畜衛生条件」

1. 定義
2. 一般要件
3. 由来地域の要件
4. 抗体陽性事例の要件
5. 加工処理の条件
6. 保管の要件
7. 家畜衛生当局による証明

27. 米国家畜衛生当局は、輸出用家きん肉等の検査証明書の発行に責任を有さなければならない。検査証明書は以下の情報を含む

(1) 上記1、3、5、7、19、20及び23の事項

(a) 米国がHPAI清浄でない場合であって10が適用されない場合、証明書は上記8－(5)及び8－(6)の条件も証明しなければならない。

(b) 10が適用される場合、証明書は10－(1)及び10－(2)の条件も証明しなければならない。

(c) 米国がLPAI清浄でない場合、証明書は14－(5)及び14－(6)の条件も証明しなければならない。

(2) 原産国

(3) 食鳥処理場、加工場及び保管施設の名前、住所及び登録番号

(4) 食鳥処理、カッティング、加工及びパッキングした年月日

(5) 検査証明書の発行日及び場所、署名者の名前及び官職

(6) 封印番号（封印される場合）

米国から日本向けに
輸出される家きん肉
等の家畜衛生条件
(仮訳)

検査証明書の取扱いについて

厚生労働省検疫所にHC原本(紙)を提出する貨物が対象です。

令和8年7月1日より、輸出国政府機関発行の検査証明書(HC)の取扱いが変わりました。

1 申請者の登録

検査証明書(HC)原本をPDF化したもの(電子ファイル)の提出により動物検疫手続きを希望する申請者は動物検疫所に申告書を提出して下さい。

HCの取扱いが適正に行えることが確認できた申請者について動物検疫所が登録します。

登録された申請者(登録申請者)は動物検疫所より登録番号が付与されます。

2 輸入検査申請

登録番号と食品等輸入届出書の届出受付番号が分かるように申請して下さい。

電子ファイルの提出で動物検疫に係る手続きが可能となります。

3 取扱状況の確認

登録申請者のHCの取扱いが適切であることを動物検疫所が継続的に確認します。

4 登録の変更・取消

申告内容に変更があった場合は速やかに変更した内容の申告書を提出して下さい。

申告の内容に関わらず、動物検疫所が登録申請者におけるHCの取扱いが不適切と判断した場合には、登録を取消します。登録取消となった場合には動物検疫所がHCの原本(紙)を確認します。



検査証明書の取扱いについて

動物の輸出入 畜産物の輸出入 海外旅行される方へ 申請・お問い合わせ 動物検疫について (採用情報はこちら)

逆引き単費から探す キーワードから探す Google 提供 検索

注目情報

- ▶ **【警戒】アフリカ豚熱**
- ▶ 令和8年10月1日から動物検疫の対象家畜にエミューが追加されます **New!**
- ▶ **犬猫を輸出入される方へ** (問合せ対応の遅延)
- ▶ **犬・猫等の輸出検査予約について** (2024年2月)
- ▶ 米国における非加熱ペットフードを介した猫の高病原性鳥インフルエンザ感染事例について (情報提供)
- ▶ **畜産物の持込みに**について一般の方向け「**輸入動物検疫に係るFAQ**」を公開中

ペットの輸出入手続
犬・猫輸出検査予約について
海外からのおみやげ (旅行者向け)
家畜の伝染病の侵入を防止するために
よくある質問
クンクンのページ
動画を見る

Follow me! 公式 Instagram
広報資料
イベント情報
海外からの家畜伝染病を防げ!
MAFF maffchannel
肉製品の持ち込み禁止

キーワード

- ▶ アフリカ豚熱 (ASF) ▶ 水際対応 ▶ 動植物検疫探知犬 ▶ 国際郵便 ▶ 外国の食品を販売するときは ▶ 入国時の質問 ▶ 逮捕事例 ▶ NACCS (犬や猫の輸出入オンライン手続) ▶ 試験研究材料の持ち込み ▶ **講習会等** ▶ 乳製品の検疫 ▶ 水産動物の輸入 ▶ 動物検疫統計 ▶ 動物検疫所業績集 ▶ 検査の信頼性確保 ▶ 採用情報 ▶ 農林水産省情報 ▶ 指定外基準

【全国】検査証明書の取扱いの変更に関する説明会

開催者 : 動物検疫所

日時 : 令和8年6月9日 (火曜日) 10時30分~、14時30分~ (各回とも同一内容、30分程度)

受講方法 : オンライン形式

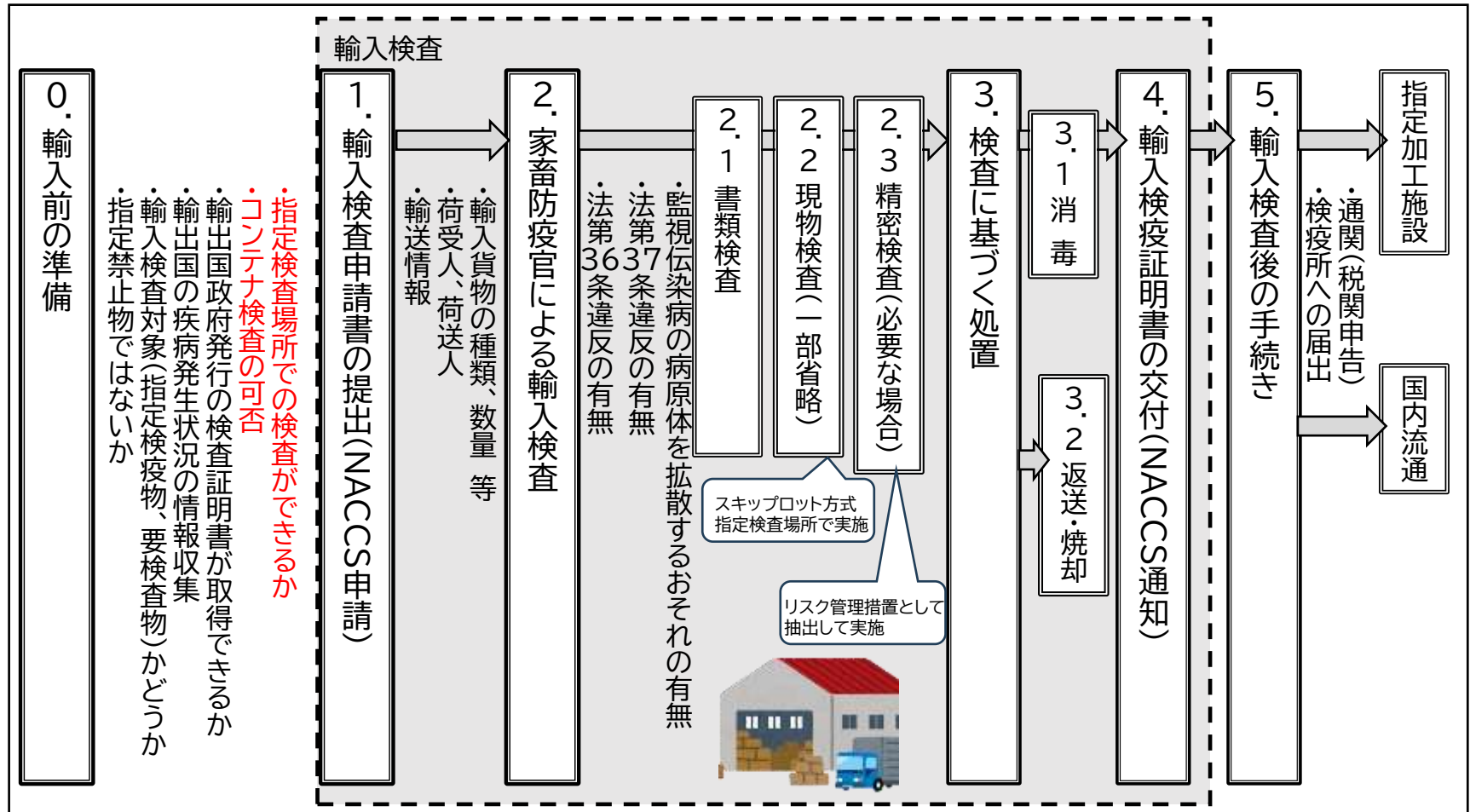
内容 : 検査証明書の取扱い (変更) について

申込方法 : [開催案内](#)

資料等 : [説明会資料](#) [資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [御質問への回答](#)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/kousyu.html>

畜産物の輸入検査の流れ



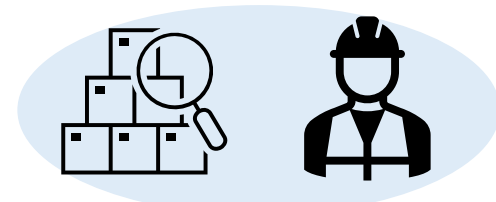
(輸入検査)

法第40条

3 第1項の規定による検査は、動物検疫所又は第38条の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所で行う。ただし、特別の事由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

コンテナ検査の可否

輸入港又は回送先の**指定検査場所の倉庫等に蔵置の上、検査を実施するもの**は次のとおりです。

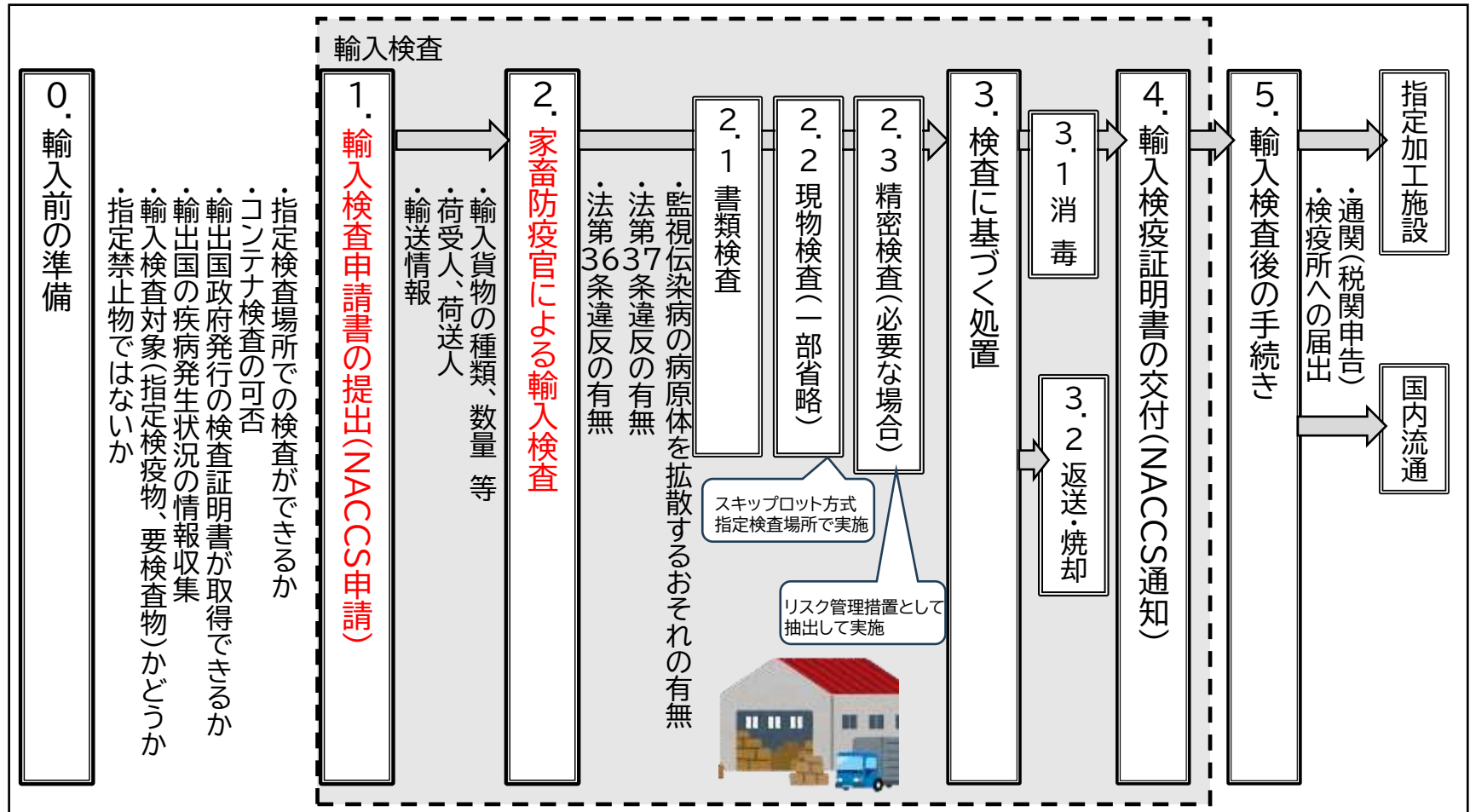


- ① 家畜伝染病予防法施行規則(以下、「規則」という。)第43条の表の地域及び高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生地域から輸入される**偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、加熱処理肉、臓器、加熱処理臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン**
- ② 牛海綿状脳症の清浄地域以外の地域から輸入される**偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン**

輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について(令和5年3月24日 4動検第1322号(一部改正))

URL:
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/attach/pdf/im_store_house.pdf

畜産物の輸入検査の流れ



家畜伝染病予防法

(輸入検査)

法第40条 指定禁止物等を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならない。



動物検疫所

届出
(申請)



申請者

委託



輸入者

家畜伝染病予防法

問題

輸入後遅滞なく申請するとき、動物検疫において以下のどれが「輸入」でしょうか？

- ① 船又は飛行機から貨物を降ろした時
- ② 倉庫にてコンテナがデバンされた時
- ③ 税関検査が終了し、内貨になった時



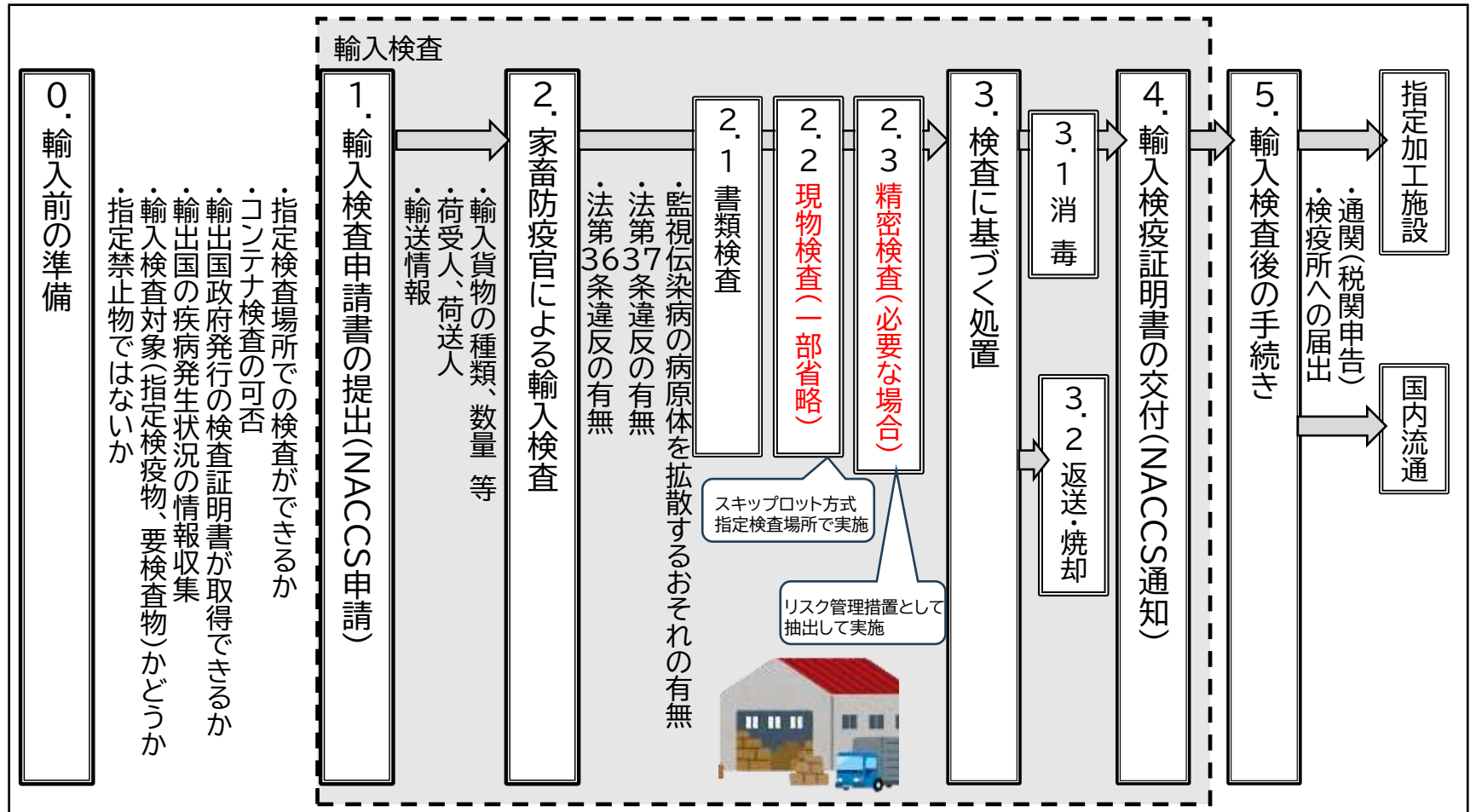
家畜伝染病予防法

(輸入検査)

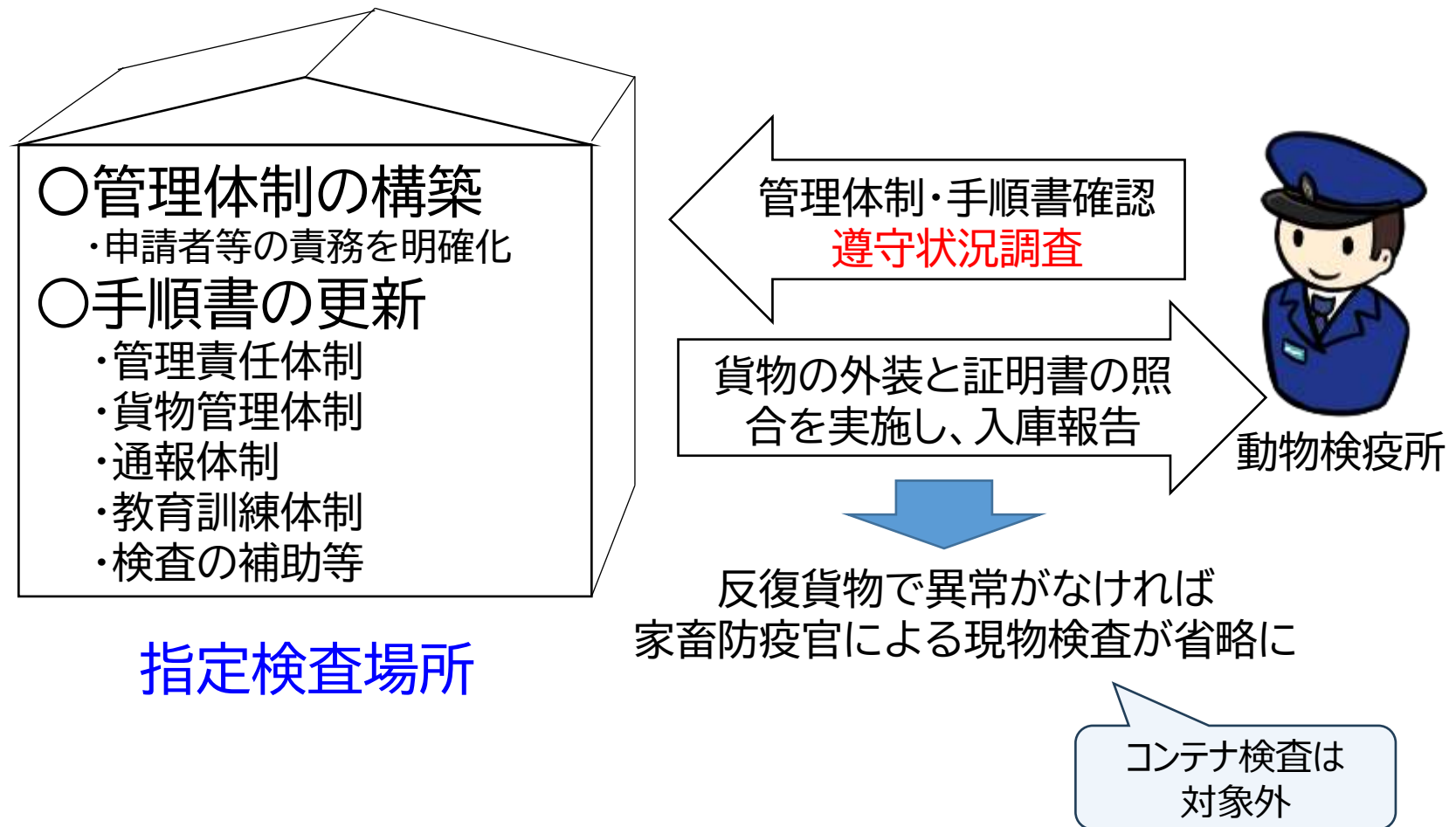
法第40条 指定禁止物等を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届出て、その物につき、**原状のままで**、家畜防疫官から第36条及び第37条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならない。



畜産物の輸入検査の流れ



家畜防疫官による現物検査が省略となる場合



精密検査

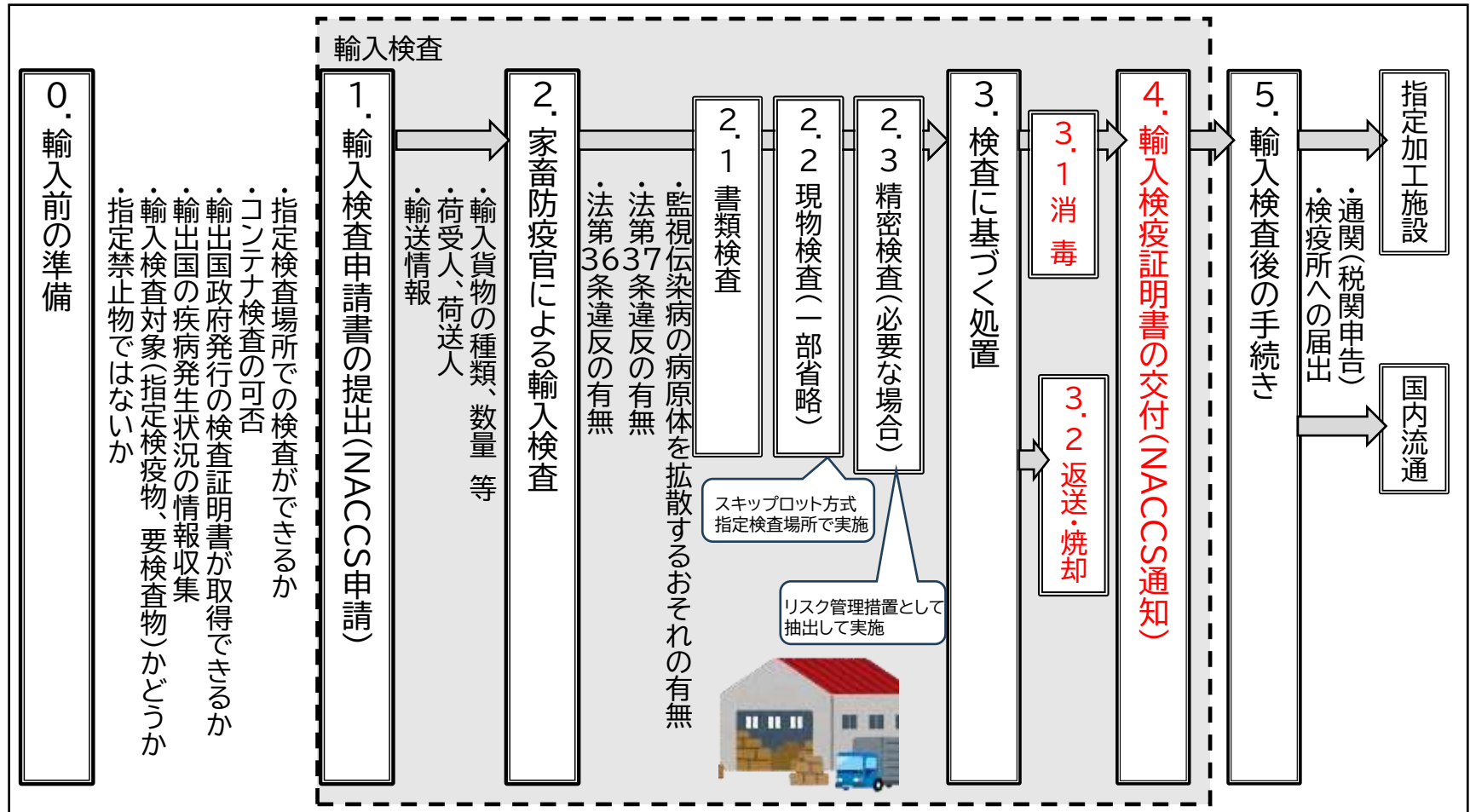
目的	検査項目	検査頻度	サンプル リング数
加熱処理肉等※ ¹ が十分加熱されていることの監視	加熱処理状況 確認検査※ ²	処理施設ごとに過去の 輸入検査申請総数に応 じて 1 から 3 申請 を抽 出して実施（年度で管 理）	輸入検査申請 ごと 2 検体 を 採取
輸出国が疾病管理 を適切に行ってい ることの監視	生鮮肉等※ ³ の遺伝子検査	加熱処理肉等に準じる	

※¹ 家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の地域であり農林水産大臣が指定する施設を有する国を対象とする。

※² 加熱処理状況確認検査で加熱不十分が疑われた場合は、状況に応じて遺伝子検査を実施。

※³ アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱のゾーニング適用国由来の生鮮肉等及び口蹄疫ワクチン接種清浄国由来の生鮮肉等を当面の対象とする。

畜産物の輸入検査の流れ



本日お話しする内容

1. 家畜衛生をめぐる情勢と動物検疫について
2. 輸入畜産物検査
3. 輸出畜産物検査
4. 理解度テスト

家畜伝染病予防法

(輸出検査)

法第45条 次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、第3項の規定により輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

- 一 輸入国政府がその輸入にあたり、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれの有無についての輸出国検査証明書を必要としている動物その他のもの
- 二 第37条第1項各号に掲げる物であつて農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの

家畜伝染病予防法施行規則

第53条 法第45条第1項第2号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

- 一 第45条第1号から第7号までに掲げる物(次に掲げるものを除く。)
 - イ 法第45条第1項第1号に掲げる物以外のもの
 - ロ 乳等…のうち外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出するもの
 - 二 鳥獣保護法に規定する鳥獣、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
- 2 前項の規定にかかわらず、第45条第1号に掲げる動物…精液、受精卵及び未受精卵は、…農林水産大臣の指定する物とする。

畜産物の輸出検査の流れ



畜産物の輸出検査の流れ



輸出先国の受入条件の確認

- ✓ 1. 輸出検査が必要な物か
- ✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか
- ✓ 3. 輸出先国と我が国の間に二国間条件の締結はあるか
- ✓ 4. 個別の条件を調べる必要はあるか

動物検疫所ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/agex1.html>

畜産物の輸出検疫相談窓口

動物検疫所では、輸出先国へ家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを確認するため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜から作られる肉製品などの畜産物を対象に輸出検査を行っています。

輸出畜産物の検査は、（1）輸入国政府が我が国の検査証明書を必要としているもの、（2）規則第45条の指定検疫物のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される野生動物（いのしし、鹿、かも類等）由来製品に対して行います。

検査が必要な畜産物については[こちら](#)をご覧ください。

輸出畜産物の検査手続については[こちら](#)をご覧ください。

畜産物の輸出に関する情報

[日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域](#)

動物検疫所ホームページで締結された
条件や輸出停止情報、参考となる輸出
事例等を確認することができます

✓ 1.輸出検査が必要な物か

輸出検疫の対象品目

規則第53条(輸出品の指定)

輸出先国政府が証明書を
必要としている動物その他の物

農林水産大臣が必要と認めて
指定するもの

① 指定検疫物のうち、生きた動物、ふ化を目的とする卵、精液、受精卵、未受精卵

<動物種>

- 偶蹄類の動物(牛、山羊、めん羊、豚等)、馬
- 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる、がちょうその他のかも目の鳥類
- 犬、うさぎ、蜜蜂

② 野生動物由来のもの



✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか①

輸出停止情報(ホーム>畜産物の輸出入>輸出入停止措置情報)

動物検疫所

Other Languages > ミニサイト > サイトマップ 文字サイズ

標準 大きく

畜産物の輸出入 >

> 畜産物の輸出入

> 検査対象物

> 輸出入停止措置情報

> 試験・研究材料の持ち込み

> 輸入畜産物の検査手続

> 穀物のわら・乾草の輸出入

> 第3清浄国リスト

> 輸入禁止地域と物

> 輸出畜産物の検査手続

> 輸出国・地域・産地

> 畜産物の輸出相談窓口

動物の輸出入

畜産物の輸出入

海外旅行される方へ

申請・お問い合わせ

動物検疫について

(検疫機関はこちら)

輸出停止

日本国内の疾病発生状況等による輸出の一時停止等について

- ✧ 日本国内の疾病発生状況等により、日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域があります。
 - ✧ [豚熱の発生に伴う豚肉等の輸出停止・再開について](#)
 - ✧ [鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉・家きん卵の輸出停止・再開について](#)
- ✧ 平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の観点から検査・規制を強化している場合があります。詳しくは[こちら](#)(農林水産省ホームページ：東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応)

国内における疾病発生によって、畜産物の輸出に**一時的**又は**当面の間**、制限が課される場合があります、随時HPで情報提供を行っています。



✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか②

受入状況一覧(ホーム>畜産物の輸出入>家畜衛生条件(輸出))



日本から輸出される食肉等の受入れ状況一覧

日本から輸出される家畜・畜産物の受入れについて二国間で取り決めた条件の有無を一覧で示しています。

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
香港	解禁済み	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)
マカオ	解禁済み	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)
台湾	解禁済み	解禁済み (一時停止情報)	未解禁	解禁済み (停止・再発情報)
シンガポール	解禁済み	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)
タイ	解禁済み	解禁済み (停止・再発情報)	未解禁 (停止情報)	未解禁 (停止情報)
ベトナム	解禁済み	解禁済み (停止・再発情報)	解禁済み (停止・再発情報)	未解禁
韓国	未解禁	未解禁	未解禁 (停止情報)	解禁済み (一時停止情報)

日本から輸出される食肉については、**二国間の条件締結状況**だけではなく、**輸出不可、協議の状況等**をHPでお知らせしています

✓ 3. 輸出先国と我が国の間に条件の締結はあるか

衛生条件一覧(ホーム>畜産物の輸出入>家畜衛生条件(輸出))

家さんの畜産物の輸出

家さん(鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちょう、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目)の畜産物の輸出

- ※【重要なお知らせ】国内において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、家さん及び家さん由来製品について輸出検査証明書の交付を一時停止しています(令和5年11月25日～)。※香港、シンガポール、米国、ベトナム、マカオ及び台湾については一部輸出を再開している地域があります。[詳細はこちら](#)
- ※我が国からの輸出される食肉の受け入れ・停止情報はこちらをご覧ください。[日本から輸出される食肉等の受け入れ状況一覧](#)
- ※輸入を認める旨通知があった国・地域と受入条件

二国間の条件が締結されている物を列記

条件を確認できるよう、輸出・国際局ウェブサイトとリンク

国・地域	輸出できるもの	条件等
香港	家さん肉	輸出検査証明書様式(PDF: 334KB) 動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「香港向け輸出豚肉及び家さん肉の取扱要綱」(外部リンク: 農林水産省輸出・国際局webサイト)で定められた食肉衛生証明書が必要となります。 対香港輸出食肉取扱施設は上記リンク先を御確認ください。 なお、国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できない場合があります。 こちらを御確認ください。
香港	殻付き家さん卵 卵製品	動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「香港向け輸出卵及び卵製品の取扱要綱」(外部リンク: 農林水産省輸出・国際局webサイト)を御確認ください。 申告書(EXCEL: 24KB) 対香港輸出卵等取扱施設は上記リンク先を御確認ください。 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できない場合があります。 こちらを御確認ください。
マカオ	家さん肉	動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「マカオ向け輸出食肉の取扱要綱」(外部リンク: 農林水産省輸出・国際局webサイト)で定められた食肉衛生証明書が必要となります。 対マカオ輸出食肉取扱施設は上記リンク先を御確認ください。 プレスリリース(令和2年3月31日) 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できない場合があります。 こちらを御確認ください。
マカオ	食用殻付き卵	輸出検査証明書様式(PDF: 179KB) 動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては申告書 EXCEL: 179KB が必要となります。 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できない場合があります。 こちらを御確認ください。

輸出停止状況

以下の期間に該当する都道府県で生産及び処理されたものを除き、家さん由来製品等の輸出が可能です。
情報の掲載期間は、輸入停止措置解除後、2年程度といたします。過去の掲載情報については動物検疫所にお問い合わせください。

【輸出停止地域と停止期間】

対象地域	仕向国				
	香港	シンガポール	ベトナム	マカオ	米国
北海道	令和5年5月21日以前	令和5年5月24日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前
青森県	令和5年5月21日以前	令和5年5月24日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前
岩手県	令和5年5月3日以前	令和5年5月2日以前	令和5年5月2日以前	令和5年5月2日以前	令和5年4月24日以前
宮城県	令和5年3月9日以前	令和5年3月9日以前	令和5年3月9日以前	令和5年3月9日以前	令和5年4月3日以前
秋田県					

国内の疾病発生による一時的な輸出制限が講じられている場合は、その内容を掲載

✓ 4. 個別の条件を調べる必要はあるか

輸出先国が輸出停止措置を講じておらず、かつ、二国間の条件がない場合は、輸出者が**個別**の受入条件を輸出先国に**確認**する必要があります

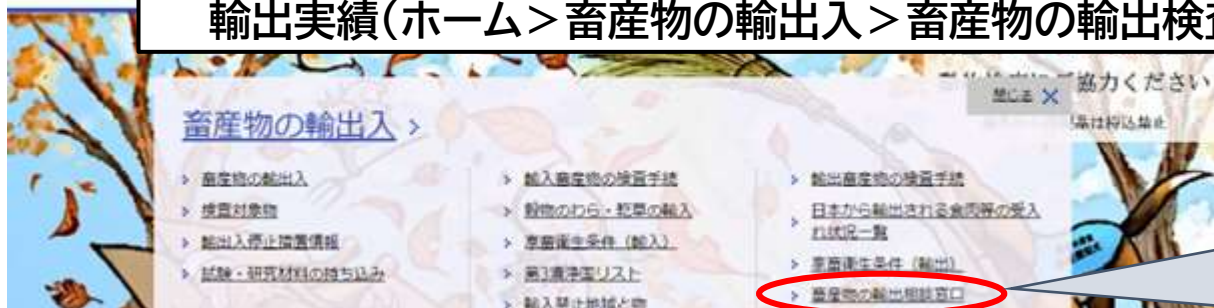
■ 確認先:輸出先国

(例)①輸出先国政府機関(家畜衛生担当部署)

②在日大使館

■ 確認方法:輸出先国政府機関が発行した書類、公表資料等

輸出実績(ホーム>畜産物の輸出入>畜産物の輸出検査窓口)



二国間の条件等以外の畜産物の輸出実績の主な事例をHPに掲載しています

上記以外の畜産物の輸出実績【2019年1月から2021年2月時点で動物検疫所が把握している主な事例】

畜種、食肉由来製品の含有量、加工程度等により、受入条件が異なる可能性があります。

受入条件は、日本政府に事前の通告なく変更されることがあります。

確実に受け入れられるためには**輸出の都度、相手国政府機関に受入条件を確認**していただくようお願いします。

日本国内の豚熱発生(2018年9月9日)、鳥インフルエンザ発生(2020年11月5日)により、下記情報に変更がある可能性があります。

食用、飼料用、肥料用、試験研究用以外の用途のものはその他と表記しています。

1.家畜の伝染性疾患についての「輸出検疫証明書」交付実績のある品目(Excel:21KB)

2.家畜の伝染性疾患についての「輸出検疫証明書」が不要との情報がある品目(Excel:17KB)

同等の製品であっても**輸出者により輸出先国の条件が異なったり、継続的に輸出している物であっても予告なく条件が変更されることがあります**

畜産物の輸出検査の流れ



輸出検査申請

輸出先国の受入条件等を確認し、輸出検査が必要な場合は、畜産物の輸出に先立ち、**輸出検査申請書等**を輸出検査を希望する動物検疫所に提出する必要があります

✓ 輸出検査申請書

輸出検査申請書又は電子情報処理組織(NACCS)により申請が可能です

✓ 必要書類

二国間条件や個別の受入条件に基づき、輸出検査に必要な書類として申請書とともに提出する必要があります

- ① 輸送情報が確認できる書類
- ② 輸出先国の受入条件を確認できる書類
- ③ 由来動物の生産地における伝染性疾病の発生の有無等を証明する書類
- ④ 由来動物に係ると殺前、と殺後の検査の結果を証明する書類
- ⑤ 輸出畜産物の原料、組成等を証明する書類
- ⑥ 輸出畜産物の製造・加工・調製方法及び工程を証明する書類 等

畜産物の輸出検査の流れ



輸出検査

- 輸出検査は、①書類検査、②現物検査、③精密検査等により、輸出しようとする物が輸入国の受入条件を満たしているか等を確認するために実施します
- 輸出検査のうち、現物検査については、法に基づく場所で行う必要があります
- 書類検査において、必要と認めた場合は、輸出畜産物の製造等について製造施設等の現地調査を実施します

✓ 書類検査

輸出しようとする物が、輸出先国の受入条件を充足しているか書類の内容を検査します

✓ 現物検査

輸出しようとする物と書類の照合を行います

✓ 精密検査

受入条件に基づく精密検査が必要な場合、検査を実施します

✓ 現地調査

受入条件を充足するか確認するため等、書類検査で必要と判断した場合に製造施設等の現地を調査します

現物検査

以下にあてはまるものについては、現物検査の**対象外**

- ① **現地調査実施済施設由来の製品**
- ② 二国間条件等に基づき、**公的機関が保証した施設由来の製品**又は**公的機関が保証した製品**

ただし、**輸入国が要求しているものは除く。**

現物検査の対象（色付きのもの）

輸出検査対象品

輸入国受入条件で
現物検査が必要

現地調査済
施設由来

公的施設由来製品
公的機関保証製品

現地調査で輸出先国受入条件充足
を確認され、**3年以内の施設**

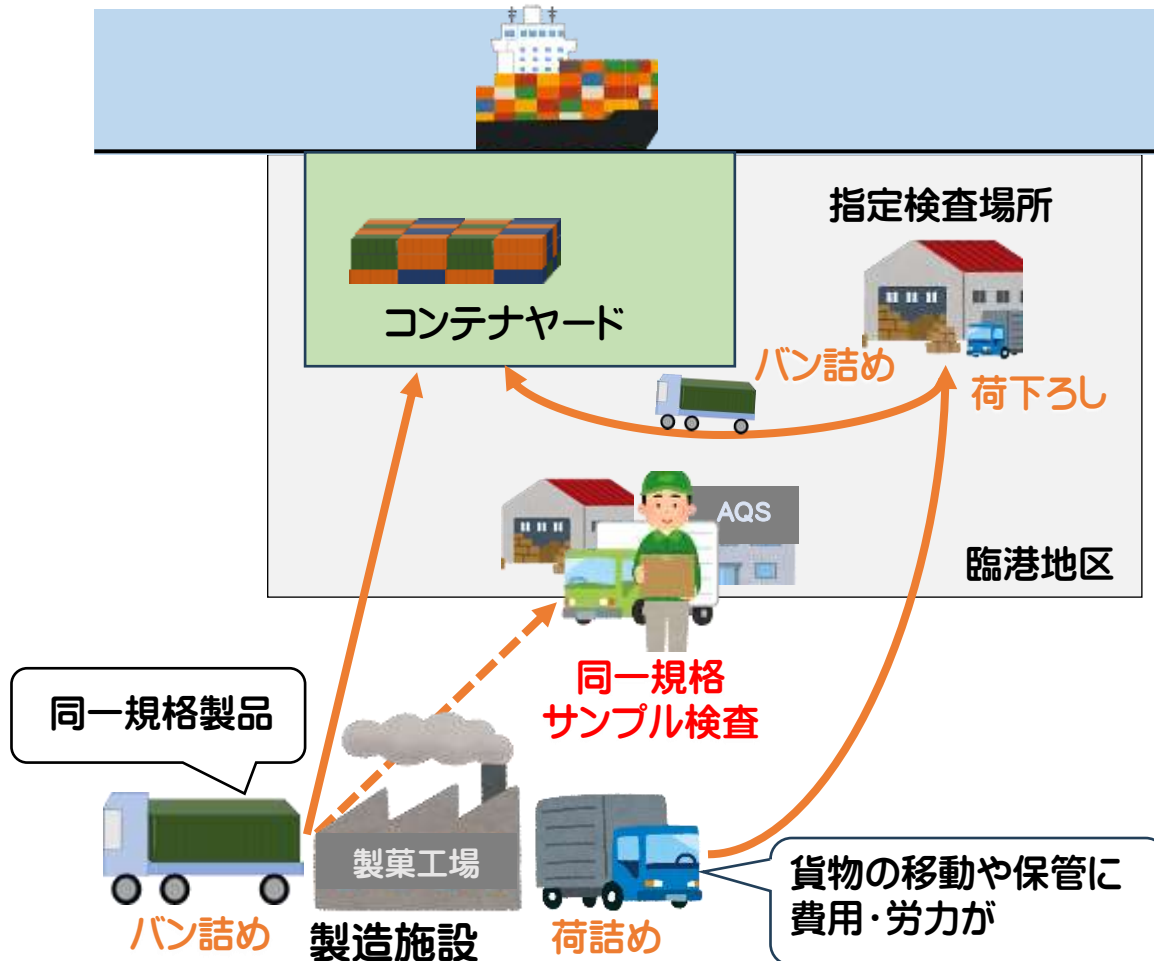
食肉の輸出要綱で認定されている
輸出認定施設由来又は公的機関で
保証されている製品
例：台湾向け牛肉、香港向け生鮮卵

反復輸出の流通製品は**抜打的に実施**

* 事前情報等から必要と判断した場合には、現物検査を行うことがあります。

現物検査

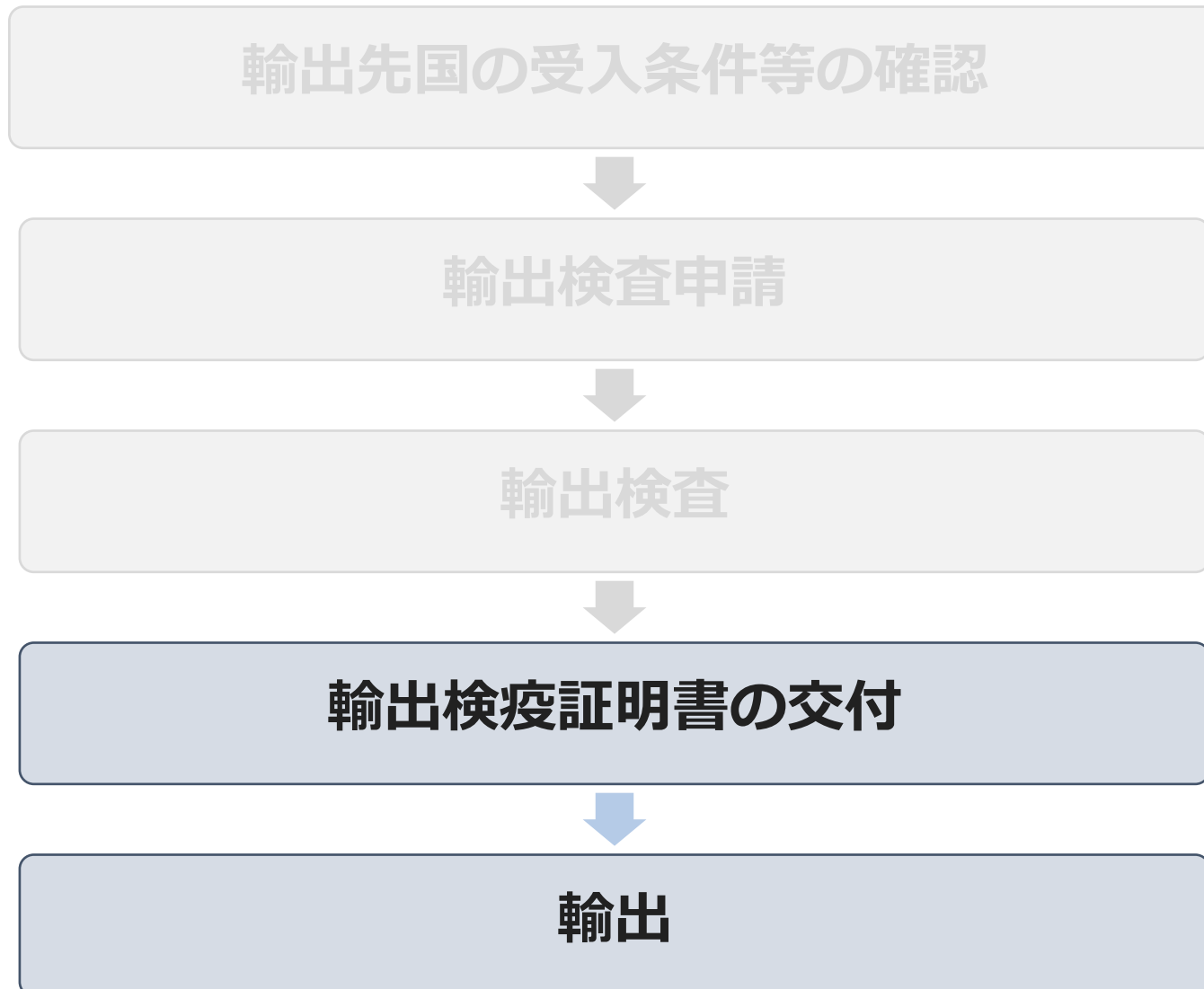
現物検査に代えて**サンプル品検査も可能**



梱包や表示で**同一規格品**であることが確認できるものについては**サンプル品での検査も可能。**

検査は**指定検査場所**又は動物検疫所にて実施。

畜産物の輸出検査の流れ



参考となる通知について

動物検疫について

- 動物検疫とは
- 動物検疫所案内
- 関係法令・通知
- 採用情報

- 組織図
- 管轄する港・空港
- 動物検疫統計
- 動物検疫所業績集

- 広報資料
- 検査の信頼性確保
- 輸出入検査等に係る不正輸出入事例
- 研究活動の不正行為への対応
- 動物実験等に関する情報

通知一覧

通知一覧

動物検疫に関する各種通知はこちらからご覧ください。

畜産物に関する通知

検疫要領等

- 畜産物の輸入検査要領（令和5年3月24日4動検第1322号）（PDF：339KB）
- 畜産物の輸出検査要領（平成29年3月29日28動検第1290号）（PDF：159KB）
- 畜産物の輸入検査申請に係る検査証明書の取扱要領（令和8年6月26日8動検第233号）（PDF：189KB）
- 「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について（令和8年7月1日8動検第252号）

コンテナ

- 輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について（平成16年11月17日16動検第881号）

動物検疫について > 関係法令・通知 > 通知一覧

URL: <https://www.maff.go.jp/aqs/hou/96.html>